

○地方税法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(医療費の範囲) 第七条の十四 略 一〜六 略 七 介護福祉士による社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)第二条第二項に規定する喀痰^{せきたん}吸引等又は同法附則第三条第一項に規定する認定特定行為業務従事者による同項に規定する特定行為</p> <p>(法第五十三条第一項前段の法人税割額) 第八条の六 法第五十三条第一項前段に規定する前事業年度(連結事業年度に該当する期間を除く。)の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額(以下この条において「予定申告に係る法人税割額」という。)は、同項に規定する予定申告法人(以下この条において「予定申告法人」という。)の当該道府県民税の申告書に係る事業年度(連結事業年度に該当する期間を除く。以下この節において同じ。)開始の日から六月を経過した日の前日までに前事業年度分として納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計額(これらの法人税割額の課税標準となる法人税額のうち租税特別措置</p>	<p>(医療費の範囲) 第七条の十四 同略 一〜六 略</p> <p>(法第五十三条第一項前段の法人税割額) 第八条の六 法第五十三条第一項前段に規定する前事業年度(連結事業年度に該当する期間を除く。)の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額(以下この条において「予定申告に係る法人税割額」という。)は、同項に規定する予定申告法人(以下この条において「予定申告法人」という。)の当該道府県民税の申告書に係る事業年度(連結事業年度に該当する期間を除く。以下この節において同じ。)開始の日から六月を経過した日の前日までに前事業年度分として納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計額(これらの法人税割額の課税標準となる法人税額のうち租税特別措置</p>

法第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額にこれらの法人税割額に係る法人税割の税率を乗じて得た額を控除した額）に六を乗じて得た金額を前事業年度の月数で除して得た金額とする。

2 適格合併（法人税法第二条第十二号の八に規定する適格合併をいう。以下この節において同じ。）（法人を設立するものを除く。以下この項において同じ。）に係る予定申告法人の前事業年度中又は当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間内にその適格合併がなされた場合においては、予定申告に係る法人税割額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に相当する金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を加算した金額とする。

一 当該合併法人（合併により被合併法人（合併によりその有する資産及び負債の移転を行った法人をいう。以下この節において同じ。）から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下この節において同じ。）の前事業年度中に適格合併がなされた場合 前事業年度の月数に対する前事業年度開始の日からその適格合併の日の前日までの月数の割合に六を乗じた数を被合併法人の確定法人税割額（当該合併法人の当該事業年度開始の日の一年前の日以後に終了した被合併法人の各事業年度又は各連結事業年度の法人税割額として当該合併法人の当該事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したもので、

法第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額にこれらの法人税割額に係る法人税割の税率を乗じて得た額を控除した額）に六を乗じて得た金額を前事業年度の月数で除して得た金額とする。

2 適格合併（法人税法第二条第十二号の八に規定する適格合併をいう。以下この節において同じ。）（法人を設立するものを除く。以下この項において同じ。）に係る予定申告法人の前事業年度中又は当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間内にその適格合併がなされた場合においては、予定申告に係る法人税割額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に相当する金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を加算した金額とする。

一 当該合併法人（合併により被合併法人（合併によりその有する資産及び負債の移転を行った法人をいう。以下この節において同じ。）から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下この節において同じ。）の前事業年度中に適格合併がなされた場合 前事業年度の月数に対する前事業年度開始の日からその適格合併の日の前日までの月数の割合に六を乗じた数を被合併法人の確定法人税割額（当該合併法人の当該事業年度開始の日の一年前の日以後に終了した被合併法人の各事業年度又は各連結事業年度の法人税割額として当該合併法人の当該事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したもので、

その計算の基礎となつた各事業年度又は各連結事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）のうち最も新しい事業年度又は連結事業年度に係る法人税割額（その課税標準となる法人税額のうちに租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項若しくは第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合又は個別帰属法人税額のうち個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、当該加算された金額又は個別帰属特別控除取戻税額等に当該法人税割額に係る法人税割の税率を乗じて得た額を控除した額）をいう。以下この条において同じ。）に乘じて当該確定法人税割額の計算の基礎となつた法人税額の課税標準の算定期間又は個別帰属法人税額に係る連結法人税額（法第五十三条第四項に規定する連結法人税額をいう。）の課税標準の算定期間（当該被合併法人の連結事業年度に該当する期間に限る。）（次号及び次項において「確定法人税割額の算定期間」という。）の月数で除して得た金額

二 略

3 5 略

6 前各項の規定は、法第五十三条第一項前段に規定する当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額の計算について準用する。この場合において、第一項中「法人税額」とあるのは「個別帰属法人税額」と、「租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第

その計算の基礎となつた各事業年度又は各連結事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）のうち最も新しい事業年度又は連結事業年度に係る法人税割額（その課税標準となる法人税額のうちに租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項若しくは第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合又は個別帰属法人税額のうち個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、当該加算された金額又は個別帰属特別控除取戻税額等に当該法人税割額に係る法人税割の税率を乗じて得た額を控除した額）をいう。以下この条において同じ。）に乘じて当該確定法人税割額の計算の基礎となつた法人税額の課税標準の算定期間又は個別帰属法人税額に係る連結法人税額（法第五十三条第四項に規定する連結法人税額をいう。）の課税標準の算定期間（当該被合併法人の連結事業年度に該当する期間に限る。）（次号及び次項において「確定法人税割額の算定期間」という。）の月数で除して得た金額

二 略

3 5 略

6 前各項の規定は、法第五十三条第一項前段に規定する当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額の計算について準用する。この場合において、第一項中「法人税額」とあるのは「個別帰属法人税額」と、「租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第

四十二条の九第四項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額」とあるのは「個別帰属特別控除戻税額等」と、「当該加算された金額」とあるのは「当該個別帰属特別控除戻税額等」と読み替えるものとする。

（法第五十三条第二項ただし書の連結法人税個別帰属支払額を基準として政令で定めるところにより計算した金額）

第八条の九 法第五十三条第二項ただし書に規定する前連結事業年度の当該連結法人に係る連結法人税個別帰属支払額を基準として政令で定めるところにより計算した金額（次項及び第三項において「予定申告に係る基準額」という。）は、同条第二項に規定する連結法人（次項、第三項及び次条第一項において「連結法人」という。）の前連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額（法人税法第七十一条第一号に規定する連結法人税個別帰属支払額をいう。以下この項及び次項において同じ。）

）で当該連結事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までに確定した当該前連結事業年度の連結確定申告書（法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書をいう。次項第一号及び第八条の十二において同じ。）に記載すべき法人税法第八十一条の二十二第二項第二号に掲げる金額に係るもの（当該連結法人税個別帰属支払額のうち租税特別措置法第六十八条の九第十一項、第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第五項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十五第五項、第六十八条の六十七第一項、第六十八条の六十八

四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額」とあるのは「個別帰属特別控除戻税額等」と、「当該加算された金額」とあるのは「当該個別帰属特別控除戻税額等」と読み替えるものとする。

（法第五十三条第二項ただし書の連結法人税個別帰属支払額を基準として政令で定めるところにより計算した金額）

第八条の九 法第五十三条第二項ただし書に規定する前連結事業年度の当該連結法人に係る連結法人税個別帰属支払額を基準として政令で定めるところにより計算した金額（次項及び第三項において「予定申告に係る基準額」という。）は、同条第二項に規定する連結法人（次項、第三項及び次条第一項において「連結法人」という。）の前連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額（法人税法第七十一条第一号に規定する連結法人税個別帰属支払額をいう。以下この項及び次項において同じ。）

）で当該連結事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までに確定した当該前連結事業年度の連結確定申告書（法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書をいう。次項第一号及び第八条の十二において同じ。）に記載すべき法人税法第八十一条の二十二第二項第二号に掲げる金額に係るもの（当該連結法人税個別帰属支払額のうち租税特別措置法第六十八条の九第十一項、第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第五項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十四第五項、第六十八条の十五第五項、第六十八条の六十七第一項、第六十八条の六十八

第一項若しくは第八項又は第六十八条の六十九第一項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額）に六を乗じて得た金額を当該前連結事業年度の月数で除して得た金額とする。

2 適格合併（法人を設立するものを除く。以下この項において同じ。）に係る連結法人の前連結事業年度中又は当該連結事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間内にその適格合併がなされた場合においては、予定申告に係る基準額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に相当する金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を加算した金額とする。

一 当該合併法人の前連結事業年度中に適格合併がなされた場合 前連結事業年度の月数に対する前連結事業年度開始の日からその適格合併の日の前日までの月数の割合に六を乗じた数を被合併法人の確定法人税額等（当該合併法人の当該連結事業年度開始の日の一年前の日以後に終了した被合併法人の各事業年度の確定申告書（法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。次条第一項及び第八条の十二において同じ。）に記載すべき同法第七十四条第一項第二号に掲げる金額で当該合併法人の当該連結事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したもので、その計算の基礎となつた各事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）のうち最も新しい事業年度に係るもの（当該金額のうちに租税特別措置法第四十二条の第四十項、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十一第五項、第六十

第一項若しくは第八項又は第六十八条の六十九第一項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額）に六を乗じて得た金額を当該前連結事業年度の月数で除して得た金額とする。

2 適格合併（法人を設立するものを除く。以下この項において同じ。）に係る連結法人の前連結事業年度中又は当該連結事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間内にその適格合併がなされた場合においては、予定申告に係る基準額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に相当する金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を加算した金額とする。

一 当該合併法人の前連結事業年度中に適格合併がなされた場合 前連結事業年度の月数に対する前連結事業年度開始の日からその適格合併の日の前日までの月数の割合に六を乗じた数を被合併法人の確定法人税額等（当該合併法人の当該連結事業年度開始の日の一年前の日以後に終了した被合併法人の各事業年度の確定申告書（法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。次条第一項及び第八条の十二において同じ。）に記載すべき同法第七十四条第一項第二号に掲げる金額で当該合併法人の当該連結事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したもので、その計算の基礎となつた各事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）のうち最も新しい事業年度に係るもの（当該金額のうちに租税特別措置法第四十二条の第四十項、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項、第六十

二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した額）又は当該一年前の日以後に終了した被合併法人の各連結事業年度の当該被合併法人に係る連結法人税個別帰属支払額で当該合併法人の当該連結事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定した各連結事業年度の連結確定申告書に記載すべき法人税法第八十一条の二十二第一項第二号に掲げる金額に係るもので、その計算の基礎となつた各連結事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）のうち最も新しい連結事業年度に係るもの（当該連結法人税個別帰属支払額のうち租税特別措置法第六十八条の九第十一項、第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第五項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十五第五項、第六十八条の六十七第一項、第六十八条の六十八第一項若しくは第八項又は第六十八条の六十九第一項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額）をいう。以下この条において同じ。）に乘じて当該確定法人税額等の計算の基礎となつた事業年度又は連結事業年度の月数で除して得た金額

二 略

3 及び 4 略

（法第五十三条第二項ただし書の法人税の額を基準として政令で定めるところにより計算した金額）

二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した額）又は当該一年前の日以後に終了した被合併法人の各連結事業年度の当該被合併法人に係る連結法人税個別帰属支払額で当該合併法人の当該連結事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定した各連結事業年度の連結確定申告書に記載すべき法人税法第八十一条の二十二第一項第二号に掲げる金額に係るもので、その計算の基礎となつた各連結事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）のうち最も新しい連結事業年度に係るもの（当該連結法人税個別帰属支払額のうち租税特別措置法第六十八条の九第十一項、第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第五項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十四第五項、第六十八条の十五第五項、第六十八条の六十七第一項、第六十八条の六十八第一項若しくは第八項又は第六十八条の六十九第一項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額）をいう。以下この条において同じ。）に乘じて当該確定法人税額等の計算の基礎となつた事業年度又は連結事業年度の月数で除して得た金額

二 略

3 及び 4 略

（法第五十三条第二項ただし書の法人税の額を基準として政令で定めるところにより計算した金額）

第八条の十 法第五十三条第二項ただし書に規定する当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の法人税の額を基準として政令で定めるところにより計算した金額（次項において「予定申告に係る基準額」という。）は、連結法人の当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の確定申告書に記載すべき法人税法第七十四条第一項第二号に掲げる金額で当該連結事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までに確定したもの（当該金額のうちに租税特別措置法第四十二条の四第十一項、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十一第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した額）に六を乗じて得た金額を当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の月数で除して得た金額とする。

2
略

（法人の道府県民税の控除対象個別帰属調整額に係る繰越控除額の算定の特例）

第八条の十三 法人税額に係る法第五十三条第五項に規定する政令で定める額は、租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額とする。

2
略

第八条の十 法第五十三条第二項ただし書に規定する当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の法人税の額を基準として政令で定めるところにより計算した金額（次項において「予定申告に係る基準額」という。）は、連結法人の当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の確定申告書に記載すべき法人税法第七十四条第一項第二号に掲げる金額で当該連結事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までに確定したもの（当該金額のうちに租税特別措置法第四十二条の四第十一項、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した額）に六を乗じて得た金額を当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の月数で除して得た金額とする。

2
略

（法人の道府県民税の控除対象個別帰属調整額に係る繰越控除額の算定の特例）

第八条の十三 法人税額に係る法第五十三条第五項に規定する政令で定める額は、租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額とする。

2
略

(適格合併等による控除対象個別帰属調整額の引継ぎの特例)

第八条の十六 適格合併等に係る法第五十三条第五項の法人の同条第七項に規定する合併等事業年度等開始の日前九年以内に開始した事業年度又は連結事業年度のうち最も古い事業年度又は連結事業年度(当該合併等事業年度等が当該法人の設立の日の属する事業年度又は連結事業年度である場合には、当該合併等事業年度等)開始の日(以下この条において「合併法人等九年前事業年度等開始日」という。)が当該適格合併等に係る被合併法人等の同項に規定する前九年内事業年度で同項に規定する控除未済個別帰属調整額に係る事業年度のうち最も古い事業年度開始の日(当該適格合併等が法人を設立するものである場合にあつては、当該開始の日が最も早い被合併法人等の当該事業年度開始の日。以下この条において「被合併法人等九年前事業年度開始日」という。)後である場合

合 には、当該被合併法人等九年前事業年度開始日から当該合併法人等九年前事業年度等開始日

の前日までの期間を当該期間に対応する当該被合併法人等九年前事業年度開始日に係る被合併法人等の当該適格合併等の日前九年以内に開始した事業年度又は連結事業年度ごとに区分したそれぞれの期間(当該前日の属する期間にあつては、当該被合併法人等の当該前日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日から当該合併法人等九年前事業年度等開始日の前日までの期間)を、当該法人のそれぞれ

(適格合併等による控除対象個別帰属調整額の引継ぎの特例)

第八条の十六 適格合併等に係る法第五十三条第五項の法人の同条第七項に規定する合併等事業年度等開始の日前九年以内に開始した事業年度又は連結事業年度のうち最も古い事業年度又は連結事業年度

開始の日(以下この条において「合併法人等九年前事業年度等開始日」という。)が当該適格合併等に係る被合併法人等の同項に規定する前九年内事業年度で同項に規定する控除未済個別帰属調整額に係る事業年度のうち最も古い事業年度開始の日(当該適格合併が法人を設立するものである場合にあつては、当該開始の日が最も早い被合併法人等の当該事業年度開始の日。以下この条において「被合併法人等九年前事業年度開始日」という。)後である場合(当該適格合併が法人を設立する場合を含む。)には、当該被合併法人等九年前事業年度開始日から当該合併法人等九年前事業年度等開始日(当該適格合併が法人を設立するものである場合にあつては、当該適格合併の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日。以下この条において同じ。)の前日までの期間を当該期間に対応する当該被合併法人等九年前事業年度開始日に係る被合併法人等の当該適格合併の日前九年以内に開始した事業年度又は連結事業年度ごとに区分したそれぞれの期間(当該前日の属する期間にあつては、当該被合併法人等の当該前日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日から当該合併法人等九年前事業年度等開始日の前日までの期間)は、当該法人のそれぞれ

の事業年度又は連結事業年度とみなし、適格合併等に係る法第五十三条第五項の法人の同条第七項に規定する合併等事業年度等が設立日（当該法人の設立の日をいう。以下この条において同じ。）の属する事業年度又は連結事業年度である場合において、被合併法人等九年前事業年度開始日が当該設立日以後であるときは、被合併法人等の当該設立日の前日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日（当該被合併法人等が当該設立日以後に設立されたものである場合には、当該設立日の一年前の日）から当該前日までの期間を当該法人の事業年度とみなして、同項の規定を適用する。

（法人の道府県民税の控除対象個別帰属税額に係る繰越控除額の算定の特例）

第八条の十七 法人税額に係る法第五十三条第九項に規定する政令で定める額は、租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額とする。

2 略

（適格合併等による控除対象個別帰属税額の引継ぎの要件）

第八条の十八 法第五十三条第十項に規定する政令で定める要件は、同項の適格合併又は残余財産の確定（以下この条及び次条において「適格合併等」という。）に係る同項に規定する被合併法人等（以下この条及び

の事業年度又は連結事業年度とみなして

、同項の規定を適用する。

（法人の道府県民税の控除対象個別帰属税額に係る繰越控除額の算定の特例）

第八条の十七 法人税額に係る法第五十三条第九項に規定する政令で定める額は、租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額とする。

2 略

（適格合併等による控除対象個別帰属税額の引継ぎの要件）

第八条の十八 法第五十三条第十項に規定する政令で定める要件は、同項の適格合併又は残余財産の確定（以下この条及び次条において「適格合併等」という。）に係る同項に規定する被合併法人等（以下この条及び

次条において「被合併法人等」という。）が同項に規定する前九年内連結事業年度のうち同条第九項に規定する控除対象個別帰属税額（同条第十項の規定により当該被合併法人等の同条第九項に規定する控除対象個別帰属税額とみなされたものを含む。）の生じた連結事業年度（当該控除対象個別帰属税額が当該適格合併等の前に当該被合併法人等となる同条第九項の法人を合併法人とする適格合併（以下この条において「直前適格合併」という。）が行われたこと又は当該被合併法人等となる同項の法人との間に完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定したこと）に基因して同条第十項の規定により当該被合併法人等の同条第九項に規定する控除対象個別帰属税額とみなされるものである場合には、当該直前適格合併の日の属する連結事業年度若しくは事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する連結事業年度若しくは事業年度とする。）以後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出していることとする。

（適格合併等による控除対象個別帰属税額の引継ぎの特例）

第八条の十九 適格合併等に係る法第五十三条第九項の法人の同条第十項に規定する合併等事業年度等開始の日前九年内に開始した連結事業年度又は事業年度のうち最も古い連結事業年度又は事業年度（当該合併等事業年度等が当該法人の設立の日の属する連結事業年度又は事業年度である場合には、当該合併等事業年度等）開始の日（以下この条において「合併法人等九年前連結事業年度等開始日」という。）が当該適格合併等に係る被合併法人等の同項に規定する前九年内連結事業年度で同項に

次条において同じ。）が同項に規定する前九年内連結事業年度のうち同条第九項に規定する控除対象個別帰属税額（同条第十項の規定により当該被合併法人等の同条第九項に規定する控除対象個別帰属税額とみなされたものを含む。）の生じた連結事業年度（当該控除対象個別帰属税額が当該適格合併等の前に当該被合併法人等となる同条第九項の法人を合併法人とする適格合併（以下この条において「直前適格合併」という。）が行われたこと又は当該被合併法人等となる同項の法人との間に完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定したこと）に基因して同条第十項の規定により当該被合併法人等の同条第九項に規定する控除対象個別帰属税額とみなされるものである場合には、当該直前適格合併の日の属する連結事業年度若しくは事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する連結事業年度若しくは事業年度とする。）以後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出していることとする。

（適格合併等による控除対象個別帰属税額の引継ぎの特例）

第八条の十九 適格合併等に係る法第五十三条第九項の法人の同条第十項に規定する合併等事業年度等開始の日前九年内に開始した連結事業年度又は事業年度のうち最も古い連結事業年度又は事業年度（当該合併等事業年度等が当該法人の設立の日の属する連結事業年度又は事業年度である場合には、当該合併等事業年度等）開始の日（以下この条において「合併法人等九年前連結事業年度等開始日」という。）が当該適格合併等に係る被合併法人等の同項に規定する前九年内連結事業年度で同項に

規定する控除未済個別帰属税額が生じた連結事業年度のうち最も古い連結事業年度開始の日（当該適格合併等が法人を設立するものである場合にあっては、当該開始の日が最も早い被合併法人等の当該連結事業年度開始の日。以下この条において「被合併法人等九年前連結事業年度開始日」という。）後である場合

には、当該被合併法人等九年前連結事業年度開始日から当該合併法人等九年前連結事業年度等開始日

の前日まで

の期間を当該期間に対応する当該被合併法人等九年前連結事業年度開始日に係る被合併法人等の当該適格合併等の日前九年以内に開始した連結事業年度又は事業年度ごとに区分したそれぞれの期間（当該前日の属する期間にあっては、当該被合併法人等の当該前日の属する連結事業年度又は事業年度開始の日から当該合併法人等九年前連結事業年度等開始日の前日までの期間）を、当該法人のそれぞれの連結事業年度又は事業年度とみなし、適格合併等に係る法第五十三条第九項の法人の同条第十項に規定する合併等事業年度等が設立日（当該法人の設立の日をいう。以下この条において同じ。）の属する連結事業年度又は事業年度である場合において、被合併法人等九年前連結事業年度開始日以後であるときは、被合併法人等の当該設立日の前日の属する連結事業年度又は事業年度開始の日（当該被合併法人等が当該設立日以後に設立されたものである場合には、当該設立日の一年前の日）から当該前日までの期間を当該法人の連結事業年度とみなして、同項の規定を適用する。

規定する控除未済個別帰属税額が生じた連結事業年度のうち最も古い連結事業年度開始の日（当該適格合併等が法人を設立するものである場合にあっては、当該開始の日が最も早い被合併法人等の当該連結事業年度開始の日。以下この条において「被合併法人等九年前連結事業年度開始日」という。）後である場合（当該適格合併が法人を設立するものである場合を含む。）には、当該被合併法人等九年前連結事業年度開始日から当該合併法人等九年前連結事業年度等開始日（当該適格合併が法人を設立するものである場合にあっては、当該適格合併の日の属する連結事業年度又は事業年度開始の日。以下この条において同じ。）の前日までの期間を当該期間に対応する当該被合併法人等九年前連結事業年度開始日に係る被合併法人等の当該適格合併の日前九年以内に開始した連結事業年度又は事業年度ごとに区分したそれぞれの期間（当該前日の属する期間にあっては、当該被合併法人等の当該前日の属する連結事業年度又は事業年度開始の日から当該合併法人等九年前連結事業年度等開始日の前日までの期間）は、当該法人のそれぞれの連結事業年度又は事業年度とみなして

、同項の規定を適用する。

(法人の道府県民税の控除対象還付法人税額に係る繰越控除額の算定の特例)

第八条の二十 法人税額に係る法第五十三条第十二項に規定する政令で定める額は、租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額とする。

2 略

(適格合併等による控除対象還付法人税額の引継ぎの要件)

第八条の二十一 法第五十三条第十三項に規定する政令で定める要件は、同項の適格合併又は残余財産の確定(以下この条及び次条において「適格合併等」という。)に係る同項に規定する被合併法人等(以下この条及び次条において「被合併法人等」という。)が同項に規定する前九年内事業年度のうち同条第十二項に規定する控除対象還付法人税額(同条第十三項の規定により当該被合併法人等の同条第十二項に規定する控除対象還付法人税額とみなされたものを含む。)の計算の基礎となつた欠損金額に係る事業年度(当該控除対象還付法人税額が当該適格合併等の前に当該被合併法人等となる同条第十二項の法人を合併法人とする適格合併(以下この条において「直前適格合併」という。)が行われたこと又は当該被合併法人等となる同項の法人との間に完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定したことに基因して同条第十三項の規定により

(法人の道府県民税の控除対象還付法人税額に係る繰越控除額の算定の特例)

第八条の二十 法人税額に係る法第五十三条第十二項に規定する政令で定める額は、租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額とする。

2 略

(適格合併等による控除対象還付法人税額の引継ぎの要件)

第八条の二十一 法第五十三条第十三項に規定する政令で定める要件は、同項の適格合併又は残余財産の確定(以下この条及び次条において「適格合併等」という。)に係る同項に規定する被合併法人等(以下この条及び次条において「被合併法人等」という。)が同項に規定する前九年内事業年度のうち同条第十二項に規定する控除対象還付法人税額(同条第十三項の規定により当該被合併法人等の同条第十二項に規定する控除対象還付法人税額とみなされたものを含む。)の計算の基礎となつた欠損金額に係る事業年度(当該控除対象還付法人税額が当該適格合併等の前に当該被合併法人等となる同条第十二項の法人を合併法人とする適格合併(以下この条において「直前適格合併」という。)が行われたこと又は当該被合併法人等となる同項の法人との間に完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定したことに基因して同条第十三項の規定により

当該被合併法人等の同条第十二項に規定する控除対象還付法人税額とみなされるものである場合には、当該直前適格合併等の日の属する事業年度若しくは連結事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度若しくは連結事業年度とする。）以後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出していることとする。

（適格合併等による控除対象還付法人税額の引継ぎの特例）

第八条の二十二 適格合併等に係る法第五十三条第十二項の法人の同条第十三項に規定する合併等事業年度等開始の前九年以内に開始した事業年度又は連結事業年度のうち最も古い事業年度又は連結事業年度（当該合併等事業年度等が当該法人の設立の日の属する事業年度又は連結事業年度である場合には、当該合併等事業年度等）開始の日（以下この条において「合併法人等九年前事業年度等開始日」という。）が当該適格合併等に係る被合併法人等の同項に規定する前九年内事業年度で同項に規定する控除未済還付法人税額に係る事業年度のうち最も古い事業年度開始の日（当該適格合併等が法人を設立するものである場合にあつては、当該開始の日が最も早い被合併法人等の当該事業年度開始の日。以下この条において「被合併法人等九年前事業年度開始日」という。）後である場合 には

、当該被合併法人等九年前事業年度開始日から当該合併法人等九年前事業年度等開始日

の前日までの期間を当該期間に対応する当

当該被合併法人等の同条第十二項に規定する控除対象還付法人税額とみなされるものである場合には、当該直前適格合併等の日の属する事業年度若しくは連結事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度若しくは連結事業年度とする。）以後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出していることとする。

（適格合併等による控除対象還付法人税額の引継ぎの特例）

第八条の二十二 適格合併等に係る法第五十三条第十二項の法人の同条第十三項に規定する合併等事業年度等開始の前九年以内に開始した事業年度又は連結事業年度のうち最も古い事業年度又は連結事業年度 開始の日（以下この条において「合併法人等九年前事業年度等開始日」という。）が当該適格合併等に係る被合併法人等の同項に規定する前九年内事業年度で同項に規定する控除未済還付法人税額に係る事業年度のうち最も古い事業年度開始の日（当該適格合併等が法人を設立するものである場合にあつては、当該開始の日が最も早い被合併法人等の当該事業年度開始の日。以下この条において「被合併法人等九年前事業年度開始日」という。）後である場合（当該適格合併が法人を設立する場合を含む。）には

、当該被合併法人等九年前事業年度開始日から当該合併法人等九年前事業年度等開始日（当該適格合併が法人を設立するものである場合にあつては、当該適格合併の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日。以下この条において同じ。）の前日までの期間を当該期間に対応する当

該被合併法人等九年前事業年度開始日に係る被合併法人等の当該適格合併等の日前九年以内に開始した事業年度又は連結事業年度ごとに区分したそれぞれの期間（当該前日の属する期間にあつては、当該被合併法人等の当該前日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日から当該合併法人等九年前事業年度等開始日の前日までの期間）を、当該法人のそれぞれの事業年度又は連結事業年度とみなし、適格合併等に係る法第五十三条第十二項の法人の同条第十三項に規定する合併等事業年度等が設立日（当該法人の設立の日をいう。以下この条において同じ。）の属する事業年度又は連結事業年度である場合において、被合併法人等九年前事業年度開始日が当該設立日以後であるときは、被合併法人等の当該設立日の前日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日（当該被合併法人等が当該設立日以後に設立されたものである場合には、当該設立日の一年前の日）から当該前日までの期間を当該法人の事業年度とみなして、同項の規定を適用する。

（法人の道府県民税の控除対象個別帰属還付税額に係る繰越控除額の算定の特例）

第八条の二十三 法人税額に係る法第五十三条第十五項に規定する政令で定める額は、租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額とする。

2
略

該被合併法人等九年前事業年度開始日に係る被合併法人等の当該適格合併の日前九年以内に開始した事業年度又は連結事業年度ごとに区分したそれぞれの期間（当該前日の属する期間にあつては、当該被合併法人等の当該前日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日から当該合併法人等九年前事業年度等開始日の前日までの期間）は、当該法人のそれぞれの事業年度又は連結事業年度とみなして

同項の規定を適用する。

（法人の道府県民税の控除対象個別帰属還付税額に係る繰越控除額の算定の特例）

第八条の二十三 法人税額に係る法第五十三条第十五項に規定する政令で定める額は、租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額とする。

2
略

(適格合併等による控除対象個別帰属還付税額の引継ぎの要件)

第八條の二十四 法第五十三條第十六項に規定する政令で定める要件は、同項の適格合併又は残余財産の確定(以下この条及び次条において「適格合併等」という。)に係る同項に規定する被合併法人等(以下この条及び次条において「被合併法人等」という。)が同項に規定する前九年内連結事業年度のうち同条第十五項に規定する控除対象個別帰属還付税額(同条第十六項の規定により当該被合併法人等の同条第十五項に規定する控除対象個別帰属還付税額とみなされたものを含む。)の計算の基礎となつた法人税法第二條第十九號の二に規定する連結欠損金額に係る連結事業年度(当該控除対象個別帰属還付税額が当該適格合併等の前に当該被合併法人等となる同条第十五項の法人を合併法人とする適格合併(以下この条において「直前適格合併」という。)が行われたこと又は当該被合併法人等となる同項の法人との間に完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定したこと)に基因して法第五十三條第十六項の規定により当該被合併法人等の同条第十五項に規定する控除対象個別帰属還付税額とみなされるものである場合には、当該直前適格合併の日の属する連結事業年度若しくは事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する連結事業年度若しくは事業年度とする。)以後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出していることとする。

(適格合併等による控除対象個別帰属還付税額の引継ぎの特例)

第九條 適格合併等に係る法第五十三條第十五項の法人の同条第十六項に

(適格合併等による控除対象個別帰属還付税額の引継ぎの要件)

第八條の二十四 法第五十三條第十六項に規定する政令で定める要件は、同項の適格合併又は残余財産の確定(以下この条及び次条において「適格合併等」という。)に係る同項に規定する被合併法人等(以下この条及び次条において「被合併法人等」という。)が同項に規定する前九年内連結事業年度のうち同条第十五項に規定する控除対象個別帰属還付税額(同条第十六項の規定により当該被合併法人等の同条第十五項に規定する控除対象個別帰属還付税額とみなされたものを含む。)の計算の基礎となつた法人税法第二條第十九號の二に規定する連結欠損金額に係る連結事業年度(当該控除対象個別帰属還付税額が当該適格合併等の前に当該被合併法人等となる同条第十五項の法人を合併法人とする適格合併(以下この条において「直前適格合併」という。)が行われたこと又は当該被合併法人等となる同項の法人との間に完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定したこと)に基因して法第五十三條第十六項の規定により当該被合併法人等の同条第十五項に規定する控除対象個別帰属還付税額とみなされるものである場合には、当該直前適格合併の日の属する連結事業年度若しくは事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する連結事業年度若しくは事業年度とする。)以後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出していることとする。

(適格合併等による控除対象個別帰属還付税額の引継ぎの特例)

第九條 適格合併等に係る法第五十三條第十五項の法人の同条第十六項に

規定する合併等事業年度等開始の日前九年以内に開始した連結事業年度又は事業年度のうち最も古い連結事業年度又は事業年度（当該合併等事業年度等が当該法人の設立の日の属する連結事業年度又は事業年度である場合には、当該合併等事業年度等）開始の日（以下この条において「合併法人等九年前連結事業年度等開始日」という。）が当該適格合併等に係る被合併法人等の同項に規定する前九年内連結事業年度で同項に規定する控除未済個別帰属還付税額に係る連結事業年度のうち最も古い連結事業年度開始の日（当該適格合併等が法人を設立するものである場合にあっては、当該開始の日が最も早い被合併法人等の当該連結事業年度開始の日。以下この条において「被合併法人等九年前連結事業年度開始日」という。）後である場合

には、当該被合併法人等九年前連結事業年度開始日から当該合併法人等九年前連結事業年度等開始日

の前日までの期間を当該期間に対応する当該被合併法人等九年前連結事業年度開始日に係る被合併法人等の当該適格合併等の日前九年以内に開始した連結事業年度又は事業年度ごとに区分したそれぞれの期間（当該前日の属する期間にあっては、当該被合併法人等の当該前日の属する連結事業年度又は事業年度開始の日から当該合併法人等九年前連結事業年度等開始日の前日までの期間）を、当該法人のそれぞれの連結事業年度又は事業年度とみなし、適格合併等に係る法第五十三条第十五項の法人の同条第十六項に規定する合併等事業年度等が設立日（当該法人の設立の日をいう

規定する合併等事業年度等開始の日前九年以内に開始した連結事業年度又は事業年度のうち最も古い連結事業年度又は事業年度

開始の日（以下この条において「合併法人等九年前連結事業年度等開始日」という。）が当該適格合併等に係る被合併法人等の同項に規定する前九年内連結事業年度で同項に規定する控除未済個別帰属還付税額に係る連結事業年度のうち最も古い連結事業年度開始の日（当該適格合併等が法人を設立するものである場合にあっては、当該開始の日が最も早い被合併法人等の当該連結事業年度開始の日。以下この条において「被合併法人等九年前連結事業年度開始日」という。）後である場合（当該適格合併が法人を設立するものである場合を含む。）には、当該被合併法人等九年前連結事業年度開始日から当該合併法人等九年前連結事業年度等開始日（当該適格合併が法人を設立するものである場合にあっては、当該適格合併の日の属する連結事業年度又は事業年度開始の日。以下この条において同じ。）の前日までの期間を当該期間に対応する当該被合併法人等九年前連結事業年度開始日に係る被合併法人等の当該適格合併の日前九年以内に開始した連結事業年度又は事業年度ごとに区分したそれぞれの期間（当該前日の属する期間にあっては、当該被合併法人等の当該前日の属する連結事業年度又は事業年度開始の日から当該合併法人等九年前連結事業年度等開始日の前日までの期間）は、当該法人のそれぞれの連結事業年度又は事業年度とみなして

。以下この条において同じ。）の属する連結事業年度又は事業年度である場合において、被合併法人等九年前連結事業年度開始日が当該設立日以後であるときは、被合併法人等の当該設立日の前日の属する連結事業年度又は事業年度開始の日（当該被合併法人等が当該設立日以後に設立されたものである場合には、当該設立日の一年前の日）から当該前日までの期間を当該法人の連結事業年度とみなして、同項の規定を適用する。

（法第七十二条の二十三第二項第二号の政令で定める給付等）

第二十一条の七 法第七十二条の二十三第二項第二号に規定する政令で定める給付又は医療、介護、助産若しくはサービスは、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成十六年法律第三十号。以下この条において「支援法」という。）の規定

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）に基づく医療支援給付のための医療、介護支援給付のための介護（支援法第十四条第四項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和二十五年法律第四百十四号）の規定に基づく介護扶助のための介護（法第七十二条の二十三第二項第二号に規定する生活保護法の規定に基づく介護扶助のための介護及び改正前の生活保護法の規定に基づく介護扶助のための介護をいう。）に係るもの）

、同項の規定を適用する。

（法第七十二条の二十三第二項第二号の政令で定める給付等）

第二十一条の七 法第七十二条の二十三第二項第二号に規定する政令で定める給付又は医療、介護、助産若しくはサービスは、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成十六年法律第三十号。以下この条において「支援法」という。）第十四条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）に基づく医療支援給付のための医療、介護支援給付のための介護（支援法第十四条第四項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和二十五年法律第四百十四号）第十五条の二第一項第一号に掲げる居宅介護のうち同条第二項に規定する訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護、同条第一項第五号に掲げる介護予防のうち同条第五項に規定する介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所

に限る。)又は出産支援給付(中国
残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法
律施行令(平成八年政令第十八号)第二十条に規定する出産支援給付を
いう。)のための助産とする。

(法第七十二条の二十四の二第一項の収入金額の範囲)

第二十二條 法第七十二条の二十四の二第一項に規定する政令で定める収
入金額は、次に掲げるものとする。

一 六略

七 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置
法(平成二十三年法律第八号)第十六条の賦課金

八 ガス供給業を行う法人が可燃性天然ガスの掘採事業を行う法人
から可燃性天然ガスを購入して供給を行う場合(第六号に該当する
場合を除く。)の当該購入した可燃性天然ガスに係る収入金額のうち
当該可燃性天然ガスに係る鉱産税の課税標準額に相当する金額

九 ガス供給業と可燃性天然ガスの掘採事業とをあわせて行う法人が
掘採した可燃性天然ガスに係る収入金額のうち当該可燃性天然ガスに
係る鉱産税の課税標準額に相当する金額

十略

(法第七十二条の二十六第七項の連結法人税個別帰属支払額を基準とし

リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護又は同条第一項
第四号に掲げる施設介護のうち同条第四項に規定する介護保健施設サー
ビス若しくは介護療養施設サービスに限る。)又は出産支援給付(中国
残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法
律施行令(平成八年政令第十八号)第二十条に規定する出産支援給付を
いう。)のための助産とする。

(法第七十二条の二十四の二第一項の収入金額の範囲)

第二十二條 法第七十二条の二十四の二第一項に規定する政令で定める収
入金額は、次に掲げるものとする。

一 六略

七 ガス供給業を行なう法人が可燃性天然ガスの掘採事業を行なう法人
から可燃性天然ガスを購入して供給を行なう場合(前号に該当する
場合を除く。)の当該購入した可燃性天然ガスに係る収入金額のうち
当該可燃性天然ガスに係る鉱産税の課税標準額に相当する金額

八 ガス供給業と可燃性天然ガスの掘採事業とをあわせて行なう法人が
掘採した可燃性天然ガスに係る収入金額のうち当該可燃性天然ガスに
係る鉱産税の課税標準額に相当する金額

九略

(法第七十二条の二十六第七項の連結法人税個別帰属支払額を基準とし

て政令で定めるところにより計算した金額)

第二十四条の六 法第七十二条の二十六第七項に規定する当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額を基準として政令で定めるところにより計算した金額(次項及び第三項において「予定申告に係る基準額」という。)は、当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額(法人税法第七十条第一項第一号に規定する連結法人税個別帰属支払額をいう。以下この項及び次項において同じ。)で当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までに確定した当該連結事業年度の連結確定申告書(法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書をいう。次項において同じ。)に記載すべき法人税法第八十一条の二十二第二項第二号に掲げる金額に係るもの(当該連結法人税個別帰属支払額のうち租税特別措置法第六十八条の九第十一項、第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第五項、第六十八条の十三第四項、第六十八
八条の十五第五項、第六十八条の六十七第一項、第六十八条の六十八第一項若しくは第八項又は第六十八条の六十九第一項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額)を当該連結事業年度の月数で除して得た金額の六倍の金額とする。

2 適格合併(法人税法第十二号の八に規定する適格合併をいい、法人を設立するものを除く。以下この項において同じ。)に係る連結法人(同条第十二号の七の四に規定する連結法人をいう。次項において同じ。)の事業年度の期間が六月を超え、前事業年度中又は当該事業年度

て政令で定めるところにより計算した金額)

第二十四条の六 法第七十二条の二十六第七項に規定する当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額を基準として政令で定めるところにより計算した金額(次項及び第三項において「予定申告に係る基準額」という。)は、当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額(法人税法第七十条第一項第一号に規定する連結法人税個別帰属支払額をいう。以下この項及び次項において同じ。)で当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までに確定した当該連結事業年度の連結確定申告書(法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書をいう。次項において同じ。)に記載すべき法人税法第八十一条の二十二第二項第二号に掲げる金額に係るもの(当該連結法人税個別帰属支払額のうち租税特別措置法第六十八条の九第十一項、第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第五項、第六十八条の十三第四項、第六十八
八条の十五第五項、第六十八条の六十七第一項、第六十八条の六十八第一項若しくは第八項又は第六十八条の六十九第一項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額)を当該連結事業年度の月数で除して得た金額の六倍の金額とする。

2 適格合併(法人税法第十二号の八に規定する適格合併をいい、法人を設立するものを除く。以下この項において同じ。)に係る連結法人(同条第十二号の七の四に規定する連結法人をいう。次項において同じ。)の事業年度の期間が六月を超え、前事業年度中又は当該事業年度

開始の日から六月を経過した日の前日までの期間内にその適格合併がなされた場合においては、予定申告に係る基準額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に相当する金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を加算した金額とする。

- 一 当該合併法人（合併により被合併法人（合併によりその有する資産及び負債の移転を行った法人をいう。以下この項及び次項において同じ。）から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下この項において同じ。）の前事業年度中に適格合併がなされた場合 前事業年度の月数に対する前事業年度開始の日からその適格合併の日の前日までの月数の割合に六を乗じた数を被合併法人の確定法人税額等（当該合併法人の当該事業年度開始の日の一年前の日以後に終了した被合併法人の各事業年度の確定申告書（法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。次条第一項において同じ。）に記載すべき同法第七十四条第一項第二号に掲げる金額で当該合併法人の当該事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したもので、その計算の基礎となつた各事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）のうち最も新しい事業年度に係るもの（当該金額のうちに租税特別措置法第四十二条の四第十一項、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十一第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した金額）又は当該一年前の日以後に終了した被合併法人の各連結事業年度の当該被合併法人に係る連

開始の日から六月を経過した日の前日までの期間内にその適格合併がなされた場合においては、予定申告に係る基準額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に相当する金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を加算した金額とする。

- 一 当該合併法人（合併により被合併法人（合併によりその有する資産及び負債の移転を行った法人をいう。以下この項及び次項において同じ。）から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下この項において同じ。）の前事業年度中に適格合併がなされた場合 前事業年度の月数に対する前事業年度開始の日からその適格合併の日の前日までの月数の割合に六を乗じた数を被合併法人の確定法人税額等（当該合併法人の当該事業年度開始の日の一年前の日以後に終了した被合併法人の各事業年度の確定申告書（法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。次条第一項において同じ。）に記載すべき同法第七十四条第一項第二号に掲げる金額で当該合併法人の当該事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したもので、その計算の基礎となつた各事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）のうち最も新しい事業年度に係るもの（当該金額のうちに租税特別措置法第四十二条の四第十一項、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した金額）又は当該一年前の日以後に終了した被合併法人の各連結事業年度の当該被合併法人に係る連

結法人税個別帰属支払額で当該合併法人の当該事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定した各連結事業年度の連結確定申告書に記載すべき法人税法第八十一条の二十二第一項第二号に掲げる金額に係るもので、その計算の基礎となつた各連結事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）のうち最も新しい連結事業年度に係るもの（当該連結法人税個別帰属支払額のうち租税特別措置法第六十八条の九第十一項、第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第一項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十五第五項、第六十八条の六十七第一項、第六十八条の六十八第一項若しくは第八項又は第六十八条の六十九第一項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額）をいう。次号及び次項において同じ。）に乗じて当該確定法人税額等の計算の基礎となつた事業年度又は連結事業年度の月数で除して計算した金額

二 略

3 及び 4 略、

（法第七十二条の二十六第七項の法人税の額を基準として政令で定めるところにより計算した金額）

第二十四条の七 法第七十二条の二十六第七項に規定する当該事業年度の前事業年度の法人税の額を基準として政令で定めるところにより計算した金額（次項において「予定申告に係る基準額」という。）は、当該事業年度の前事業年度の確定申告書に記載すべき法人税法第七十四条第一

結法人税個別帰属支払額で当該合併法人の当該事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定した各連結事業年度の連結確定申告書に記載すべき法人税法第八十一条の二十二第一項第二号に掲げる金額に係るもので、その計算の基礎となつた各連結事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）のうち最も新しい連結事業年度に係るもの（当該連結法人税個別帰属支払額のうち租税特別措置法第六十八条の九第十一項、第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第一項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十四第五項、第六十八条の十五第五項、第六十八条の六十七第一項、第六十八条の六十八第一項若しくは第八項又は第六十八条の六十九第一項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額）をいう。次号及び次項において同じ。）に乗じて当該確定法人税額等の計算の基礎となつた事業年度又は連結事業年度の月数で除して計算した金額

二 略

3 及び 4 略

（法第七十二条の二十六第七項の法人税の額を基準として政令で定めるところにより計算した金額）

第二十四条の七 法第七十二条の二十六第七項に規定する当該事業年度の前事業年度の法人税の額を基準として政令で定めるところにより計算した金額（次項において「予定申告に係る基準額」という。）は、当該事業年度の前事業年度の確定申告書に記載すべき法人税法第七十四条第一

項第二号に掲げる金額で当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までに確定したもの（当該金額のうちに租税特別措置法第四十二条の四第十一項、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十一第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した金額）を当該前事業年度の月数で除して得た金額の六倍の金額とする。

2 略

（法第七十三条の四第一項第四号の七の政令で定める者等）

第三十六条の十 略

2 法第七十三条の四第一項第四号の七に規定する政令で定める不動産は、次に掲げる不動産とする。

一 四 略

五 社会福祉法人及び前項第一号から第三号までに掲げる者が実施する社会福祉法第二条第三項第四号に掲げる老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業の用に供する不動産

六 略

（法第七十三条の四第一項第二十三号の不動産）

項第二号に掲げる金額で当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までに確定したもの（当該金額のうちに租税特別措置法第四十二条の四第十一項、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十一第五項、第四十二条の十一第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した金額）を当該前事業年度の月数で除して得た金額の六倍の金額とする。

2 略

（法第七十三条の四第一項第四号の七の政令で定める者等）

第三十六条の十 略

2 法第七十三条の四第一項第四号の七に規定する政令で定める不動産は、次に掲げる不動産とする。

一 四 略

五 社会福祉法人及び前項第一号から第三号までに掲げる者が実施する社会福祉法第二条第三項第四号に掲げる老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業及び認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する不動産

六 略

（法第七十三条の四第一項第二十三号の不動産）

第三十七条の五の二 略

- 2 法第七十三条の四第一項第二十三号に規定する新関西国際空港株式会社
社が関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理
に関する法律（平成二十三年法律第五十四号。以下この項及び次項並び
に第五十二条の十の七において「関空等統合法」という。）第九条第一
項第一号、第二号又は第四号に規定する事業の用に供する不動産で政令
で定めるものは、次に掲げる不動産とする。
- 一 略
- 二 排水施設、照明施設、護岸その他前号の施設の機能を補完する施設
として総務省令で定めるものの用に供する不動産（関空等統合法附則
第十九条の規定による廃止前の関西国際空港株式会社法（昭和五十九
年法律第五十三号）第七条第一項に規定する特定事業が行われる区域
として同項の規定により告示された区域及び大阪国際空港の区域内に
あるものに限る。）
- 三 関空等統合法第九条第一項第二号 に規定する両空港航空
保安施設（第五十二条の十の七第三号において「両空港航空保安施設
」という。）の用に供する不動産
- 四 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する
法律第九条第二項の規定により買い入れる土地
- 3 法第七十三条の四第一項第二十三号に規定する関空等統合法第十二条
第一項第一号 に規定する指定会社 が同項第二号に掲げる
事業の用に供する不動産で政令で定めるものは、当該事業の用に供する
不動産のうち前項第二号に掲げるものとする。

第三十七条の五の二 略

- 2 法第七十三条の四第一項第二十三号に規定する関西国際空港株式会
社が関西国際空港株式会社法（昭和五十九年法律第五十三号）第六条第一
項第一号又は第二号
に規定する事業の用に供する不動産で政令
で定めるものは、次に掲げる不動産とする。
- 一 略
- 二 排水施設、照明施設、護岸その他前号の施設の機能を補完する施設
として総務省令で定めるものの用に供する不動産（関西国際空港株式
会社法
第七条第一項に規定する特定事業が行われる区域
として同項の規定により告示された区域
内にあるものに限る。）
- 三 関西国際空港株式会社法第六条第一項第二号に規定する航空保安施
設（第五十二条の十の七第三号において「航空保安施設
」という。）の用に供する不動産
- 3 法第七十三条の四第一項第二十三号に規定する関西国際空港株式会
社 法第七条第一項第一号に規定する指定造成事業者が同項第二号に掲げる
事業の用に供する不動産で政令で定めるものは、当該事業の用に供する
不動産のうち前項各号に掲げるものとする。

4
略

(給与支払報告書等の提出の特例)

第四十八条の九の八 法第三百七十七条の六第七項の承認を受けようとする同項に規定する報告書を提出すべき者は、その者の氏名又は名称及び住所、その提出しようとする同項に規定する光ディスク等の種類その他の総務省令で定める事項を記載した申請書を同項に規定する市町村の長に提出しなければならない。

2 前項の市町村の長は、同項の申請書の提出があつた場合において、その申請につき承認をし、又は承認をしないこととしたときは、その申請をした者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

第四十八条の九の九 略

第四十八条の九の十 略

第四十八条の九の十一 第四十八条の九の九第三項の規定による承認の取消し又は前条の届出書の提出があつた場合には、その取消し又は提出の日の属する法第三百二十一条の五の二第一項に規定する期間に係る法第三百二十一条の五第一項又は第二項ただし書に規定する給与所得に係る特別徴収税額のうち同日の属する月以前の各月に徴収すべきものについては、同日の属する月の翌月十日をその納期限とする。

4
略

第四十八条の九の八 略

第四十八条の九の九 略

第四十八条の九の十 第四十八条の九の八第三項の規定による承認の取消し又は前条の届出書の提出があつた場合には、その取消し又は提出の日の属する法第三百二十一条の五の二第一項に規定する期間に係る法第三百二十一条の五第一項又は第二項ただし書に規定する給与所得に係る特別徴収税額のうち同日の属する月以前の各月に徴収すべきものについては、同日の属する月の翌月十日をその納期限とする。

(特別徴収の対象とすべき老齢等年金給付等)

第四十八条の九の十二 略

2及び3 略

(特別徴収の対象となる老齢等年金給付の順位)

第四十八条の九の十三 略

(市町村と年金保険者との間における通知の方法)

第四十八条の九の十四 略

2及び3 略

(年金保険者が地方公務員共済組合である場合の納入の特例)

第四十八条の九の十五 略

(退職手当等に係る特別徴収税額の納期の特例)

第四十八条の十七 第四十八条の九の九から第四十八条の九の十一までの

規定は、法第三百二十八条の五第三項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第四十八条の九の九中「法第三百二十一条の五の二第二項」とあるのは「法第三百二十八条の五第三項において準用する法第三百二十一条の五の二第二項」と、「法第三百二十一条の五第一項又は第二項ただし書」とあるのは「法第三百二十八条の五第二項」と、「納入」とあるのは「申告納入」と、第四十八条の九の十中「法第三百二十一条の五の二第二項」とあるのは「法第三百二十八条の五第

(特別徴収の対象とすべき老齢等年金給付等)

第四十八条の九の十一 略

2及び3 略

(特別徴収の対象となる老齢等年金給付の順位)

第四十八条の九の十二 略

(市町村と年金保険者との間における通知の方法)

第四十八条の九の十三 略

2及び3 略

(年金保険者が地方公務員共済組合である場合の納入の特例)

第四十八条の九の十四 略

(退職手当等に係る特別徴収税額の納期の特例)

第四十八条の十七 第四十八条の九の八から第四十八条の九の十までの

規定は、法第三百二十八条の五第三項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第四十八条の九の八中「法第三百二十一条の五の二第二項」とあるのは「法第三百二十八条の五第三項において準用する法第三百二十一条の五の二第二項」と、「法第三百二十一条の五第一項又は第二項ただし書」とあるのは「法第三百二十八条の五第二項」と、「納入」とあるのは「申告納入」と、第四十八条の九の九中「法第三百二十一条の五の二第二項」とあるのは「法第三百二十八条の五第

三項において準用する法第三百二十一条の五の二第一項」と、第四十八条の九の十一中「第四十八条の九の九第三項」とあるのは「第四十八条の十七において準用する第四十八条の九の九第三項」と、「法第三百二十一条の五の二第一項」とあるのは「法第三百二十八条の五第三項において準用する法第三百二十一条の五の二第一項」と、「法第三百二十一条の五第一項又は第二項ただし書」とあるのは「法第三百二十八条の五第二項」と、それぞれ読み替えるものとする。

(法第三百四十八条第二項第十号の六の政令で定める者等)

第四十九条の十五 略

2 法第三百四十八条第二項第十号の六に規定する政令で定める固定資産は、次に掲げる固定資産とする。

一 六 略

七 社会福祉法人及び前項第一号から第三号までに掲げる者が実施する社会福祉法第二条第三項第四号に掲げる老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業の用に供する固定資産

八 十 略

(法第三百四十九条の三第二十四項の固定資産)

第五十二条の十の七 法第三百四十九条の三第二十四項に規定する新関西国際空港株式会社が所有し、又は関空等統合法第十二条第一項第二号

三項において準用する法第三百二十一条の五の二第一項」と、第四十八条の九の十中「第四十八条の九の八第三項」とあるのは「第四十八条の十七において準用する第四十八条の九の八第三項」と、「法第三百二十一条の五の二第一項」とあるのは「法第三百二十八条の五第三項において準用する法第三百二十一条の五の二第一項」と、「法第三百二十一条の五第一項又は第二項ただし書」とあるのは「法第三百二十八条の五第二項」と、それぞれ読み替えるものとする。

(法第三百四十八条第二項第十号の六の政令で定める者等)

第四十九条の十五 略

2 法第三百四十八条第二項第十号の六に規定する政令で定める固定資産は、次に掲げる固定資産とする。

一 六 略

七 社会福祉法人及び前項第一号から第三号までに掲げる者が実施する社会福祉法第二条第三項第四号に掲げる老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業及び認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する固定資産

八 十 略

(法第三百四十九条の三第二十四項の固定資産)

第五十二条の十の七 法第三百四十九条の三第二十四項に規定する関西国際空港株式会社が所有し、又は関西国際空港株式会社法第七条第一項

の規定に基づき借り受ける固定資産のうち、直接その本来の事業の用に供する固定資産で政令で定めるものは、次に掲げる固定資産とする。

一 略

二 排水施設、照明施設、護岸その他前号の施設の機能を補完する施設として総務省令で定めるものの用に供する固定資産（関空等統合法附則第十九条の規定による廃止前の関西国際空港株式会社法第七条第一項に規定する特定事業が行われる区域として同項の規定により告示された区域及び大阪国際空港の区域内にあるものに限る。）

三 両空港航空保安施設の用に供する固定資産

四 関空等統合法第九条第一項第四号イに掲げる事業により造成及び管理する緩衝地帯の用に供する土地であつて、他の者に貸し付ける土地以外のもの

（法第五百八十六条第二項第六号の農業、林業又は漁業を営む者等）

第五十四条の十七 法第五百八十六条第二項第六号に規定する農業、林業

又は漁業を営む者で政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 略

二 林業を営む個人又は森林組合、生産森林組合その他森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十一条第五項（同法第十二条第三項において準用する場合を含む。次項第二号において同じ。）の規定により認定を受けた同法第十一条第一項に規定する森林経営計画に基づき林業を営む法人

第二号の規定に基づき借り受ける固定資産のうち、直接その本来の事業の用に供する固定資産で政令で定めるものは、次に掲げる固定資産とする。

一 略

二 排水施設、照明施設、護岸その他前号の施設の機能を補完する施設として総務省令で定めるものの用に供する固定資産（関西国際空港株式会社法第七条第一項に規定する特定事業が行われる区域として同項の規定により告示された区域内にあるものに限る。）

三 航空保安施設の用に供する固定資産

（法第五百八十六条第二項第六号の農業、林業又は漁業を営む者等）

第五十四条の十七 法第五百八十六条第二項第六号に規定する農業、林業

又は漁業を営む者で政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 略

二 林業を営む個人又は森林組合、生産森林組合その他森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十一条第四項（同法第十二条第三項において準用する場合を含む。次項第二号において同じ。）の規定により認定を受けた同法第十一条第一項に規定する森林施設計画に基づき林業を営む法人

三 略

2 法第五百八十六条第二項第六号に規定する政令で定める土地は、次に掲げる土地とする。

一 略

二 前項第二号に掲げる者にあつては、その者又はその者が所有する林地の上に存する立木竹につき権原に基づき使用若しくは収益をする者が森林法第十一條第五項の規定により認定を受けた同条第一項に規定する森林経営計画の対象とする林地（これらの者が林業を営む個人又は森林組合若しくは生産森林組合である場合には、その他の林地でこれらの者が当該土地を有効に利用して林業を営んでいると認められるものを含む。）又はこれらの者が林業の用に供する貯木場、樹苗養成施設若しくは林道の用に供する土地

三 略

（法第五百八十六条第二項第八号の契約等）

第五十四条の十九 略

2 法第五百八十六条第二項第八号に規定する政令で定める土地は、分収林特別措置法（昭和三十三年法律第五十七号）第二条第一項に規定する分収造林契約若しくは前項に規定する契約に基づいて行う造林の用に供する土地のうち森林法第五条第一項の規定による地域森林計画の対象とされている林地又は分収林特別措置法第二条第二項に規定する分収造林契約に基づいて行う育林の用に供する土地のうち森林法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十号）による改正前の森林法第十条の五

三 略

2 法第五百八十六条第二項第六号に規定する政令で定める土地は、次に掲げる土地とする。

一 略

二 前項第二号に掲げる者にあつては、その者又はその者が所有する林地の上に存する立木竹につき権原に基づき使用若しくは収益をする者が森林法第十一條第四項の規定により認定を受けた同条第一項に規定する森林施業計画の対象とする林地（これらの者が林業を営む個人又は森林組合若しくは生産森林組合である場合には、その他の林地でこれらの者が当該土地を有効に利用して林業を営んでいると認められるものを含む。）又はこれらの者が林業の用に供する貯木場、樹苗養成施設若しくは林道の用に供する土地

三 略

（法第五百八十六条第二項第八号の契約等）

第五十四条の十九 略

2 法第五百八十六条第二項第八号に規定する政令で定める土地は、分収林特別措置法（昭和三十三年法律第五十七号）第二条第一項に規定する分収造林契約若しくは前項に規定する契約に基づいて行う造林の用に供する土地のうち森林法第五条第一項の規定による地域森林計画の対象とされている林地又は分収林特別措置法第二条第二項に規定する分収造林契約に基づいて行う育林の用に供する土地のうち

森林法第十条の五

第一項の規定による市町村森林整備計画において平成二十四年三月三十一日において要間伐森林（同条第二項第五号に規定する要間伐森林をいう。）として定められていた森林の土地とする。

（法第五百八十六条第二項第二十七号の土地）

第五十四条の三十一 法第五百八十六条第二項第二十七号に規定する政令で定める土地は、工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）第四条第一項第一号に規定する環境施設の用に供する土地のうち、同項の規定により公表された準則又は同法第四条の二第一項の規定により定められた同項に規定する都道府県準則若しくは同条第二項の規定により定められた同項に規定する市準則のうち環境施設の面積の敷地面積に対する割合に関する事項及び緑地の面積の敷地面積に対する割合に関する事項に係るものに適合するものとする。

（法第七百一条の三十四第三項第十号の七の社会福祉事業の用に供する施設）

第五十六条の二十六の五 法第七百一条の三十四第三項第十号の七に規定する政令で定める社会福祉事業の用に供する施設は、社会福祉法第二条第二項第一号に掲げる生計困難者に対して助葬を行う事業、同項第六号及び第七号に掲げる事業、同条第三項第一号に掲げる事業、同項第二号に掲げる障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業

第一項の規定による市町村森林整備計画において

要間伐森林（同条第二項第五号に規定する要間伐森林をいう。）として定められている森林の土地とする。

（法第五百八十六条第二項第二十七号の土地）

第五十四条の三十一 法第五百八十六条第二項第二十七号に規定する政令で定める土地は、工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）第四条第一項第一号に規定する環境施設の用に供する土地のうち、同項の規定により公表された準則又は同法第四条の二第一項の規定により定められた同項に規定する地域準則

のうち環境施設の面積の敷地面積に対する割合に関する事項及び緑地の面積の敷地面積に対する割合に関する事項に係るものに適合するものとする。

（法第七百一条の三十四第三項第十号の七の社会福祉事業の用に供する施設）

第五十六条の二十六の五 法第七百一条の三十四第三項第十号の七に規定する政令で定める社会福祉事業の用に供する施設は、社会福祉法第二条第二項第一号に掲げる生計困難者に対して助葬を行う事業、同項第六号及び第七号に掲げる事業、同条第三項第一号に掲げる事業、同項第二号に掲げる障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業

、小規模住居型児童養育事業及び児童の福祉の増進について相談に
応ずる事業、同項第三号に掲げる事業、同項第四号に掲げる老人居宅介護等
事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅
介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉
事業並びに同項第四号の二から第六号まで及び第八号から第十三号まで
に掲げる事業の用に供する施設とする。

(法第七百五十七条第一号の政令で定める規定)

第五十八条 法第七百五十七条第一号に規定する政令で定める規定は、法
本則（法第七十二条の二十三第一項ただし書（社会保険診療に係る部分
に限る。））、第七十二条の二十四の七第一項第二号（同条第五項第十号
に掲げる医療法人に係る部分に限る。）、第七十二条の四十九の八第一
項ただし書（社会保険診療に係る部分に限る。）、第七十三条の十四第
五項から第十項まで、第七十三条の二十七の二から第七十三条の二十七
の六まで、第八十条第二項、第三百四十九条の三、第七百条の五十二
第二項、第七百一条の四十一及び第七百二条第二項を除く。）並びに附
則第三条から第六条まで、第八条 から第八条の四ま
で、第九条第十五項、第九条の二の二から第十条まで、第十一条の六、
第十二条の二、第十二条の二の三第一項、第十二条の二の四、第十二条
の二の六、第十二条の二の八、第十二条の二の九、第十三条、第十四条
、第十五条の四、第十五条の五、第十六条、第十七条
 から第三十一条の四まで及び第三十三条の二から第五十七
条までの規定とする。

、小規模住居型児童養育事業及び児童の福祉の増進について相談に
応ずる事業、同項第三号に掲げる事業、同項第四号に掲げる老人居宅介護等
事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅
介護事業及び認知症対応型老人共同生活援助事業
並びに同項第四号の二から第六号まで及び第八号から第十三号まで
に掲げる事業の用に供する施設とする。

(法第七百五十七条第一号の政令で定める規定)

第五十八条 法第七百五十七条第一号に規定する政令で定める規定は、法
本則（法第七十二条の二十三第一項ただし書（社会保険診療に係る部分
に限る。））、第七十二条の二十四の七第一項第二号（同条第五項第十号
に掲げる医療法人に係る部分に限る。）、第七十二条の四十九の八第一
項ただし書（社会保険診療に係る部分に限る。）、第七十三条の十四第
五項から第十項まで、第七十三条の二十七の二から第七十三条の二十七
の六まで、第八十条第二項、第三百四十九条の三、第七百条の五十二
第二項、第七百一条の四十一及び第七百二条第二項を除く。）並びに附
則第三条から第六条まで、第八条第七項、第八条の二から第八条の四ま
で、第九条の二の二から第十条まで、第十一条の六、
第十二条の二の三第一項、第十二条の二の四、第十二条
の二の六、第十二条の二の八、第十二条の二の九、第十三条、第十四条
、第十五条の四、第十五条の五、第十六条、第十七条から第三十条まで
、第三十一条から第三十一条の四まで及び第三十三条の二から第四十一
条までの規定とする。

附則

第五条の四 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成四年法律第十四号）附則第二十条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第六項、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）附則第二十六条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第六項、所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）附則第九十二条若しくは第九十五条第二項の規定によりその例によることとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の八第六項若しくは第七項若しくは第四十二条の十一第六項若しくは第七項、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）附則第一百六条の規定によりその例によることとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第六項若しくは第十二項、所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六号）附則第八十九条、第九十条第六項、第九十一条若しくは第九十二条の規定によりその例によることとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の六第六項若しくは第七項、第四十二条の七第六項若しくは第七項、第四十二条の十第六項若しくは第七項若しくは第四十二条の十一第六項若しくは第七項、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）附則第七十七条の規定によりなお効力を有することとされる同法第十八条の規定による改正前の

附則

第五条の四 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成四年法律第十四号）附則第二十条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第六項、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）附則第二十六条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第六項、所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）附則第九十二条若しくは第九十五条第二項の規定によりその例によることとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の八第六項若しくは第七項若しくは第四十二条の十一第六項若しくは第七項、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）附則第一百六条の規定によりその例によることとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第六項若しくは第十二項、所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六号）附則第八十九条、第九十条第六項、第九十一条若しくは第九十二条の規定によりその例によることとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の六第六項若しくは第七項、第四十二条の七第六項若しくは第七項、第四十二条の十第六項若しくは第七項若しくは第四十二条の十一第六項若しくは第七項、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）附則第七十七条の規定によりなお効力を有することとされる同法第十八条の規定による改正前の

租税特別措置法第四十二条の十一第五項、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第十四号。以下この項において「平成二十三年所得税法等改正法」という。）附則第五十五条の規定によりなお効力を有することとされる平成二十三年所得税法等改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第五項若しくは平成二十三年所得税法等改正法附則第五十八条の規定によりその例によることとされる平成二十三年所得税法等改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第七項、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二條の規定によりなお効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第五項又は租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）附則第十四条第二項及び第三項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三条第一項若しくは第六十三条の二第一項、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第十七号）附則第十五条の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十二条の三第一項若しくは第八項、第六十三条第一項若しくは第六十三条の二第一項若しくは租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十年法律第二十三号。以下この条において「平成十年租税特別措置法改正法」という。）附則第二十条第三項の規定によりその例によることとされる平成十年租税特別措置法改正法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第一項若しくは平成十年租税特別措置法改正法附則第二十条第四項の規定によ

租税特別措置法第四十二条の十一第五項、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第十四号。以下この項において「平成二十三年所得税法等改正法」という。）附則第五十五条の規定によりなお効力を有することとされる平成二十三年所得税法等改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第五項若しくは平成二十三年所得税法等改正法附則第五十八条の規定によりその例によることとされる平成二十三年所得税法等改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第七項又は

租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）附則第十四条第二項及び第三項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三条第一項若しくは第六十三条の二第一項、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第十七号）附則第十五条の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十二条の三第一項若しくは第八項、第六十三条第一項若しくは第六十三条の二第一項若しくは租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十年法律第二十三号。以下この条において「平成十年租税特別措置法改正法」という。）附則第二十条第三項の規定によりその例によることとされる平成十年租税特別措置法改正法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第一項若しくは平成十年租税特別措置法改正法附則第二十条第四項の規定によ

りなお効力を有することとされる平成十年租税特別措置法改正法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第一項の規定により法人税額について加算された金額がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第八條の六第一項、第八條の十三第一項、第八條の十七第一項、第八條の二十第一項及び第八條の二十三第一項	第六十二條の三第一項若しくは第六十二條の三第一項若しくは第八項又は第六五條第一項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十二條の三第一項又は第八項を含む。）、第六十三條第一項（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）附則第十四條第二項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三條第一項を含む。）（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第十七号）附則第十五條第二項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三條第一項を含む。）又は所得税法等の一部を改正する
--	--

りなお効力を有することとされる平成十年租税特別措置法改正法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第一項の規定により法人税額について加算された金額がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第八條の六第一項、第八條の十三第一項、第八條の十七第一項、第八條の二十第一項及び第八條の二十三第一項	第六十二條の三第一項若しくは第六十二條の三第一項若しくは第八項又は第六五條第一項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十二條の三第一項又は第八項を含む。）、第六十三條第一項（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）附則第十四條第二項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三條第一項を含む。）（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第十七号）附則第十五條第二項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三條第一項を含む。）又は所得税法等の一部を改正する
--	--

法律（平成十五年法律第八号）附則第九十二条若しくは第九十五条第二項の規定によりその例によることとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の八第六項若しくは第七項若しくは第四十二条の十一第六項若しくは第七項、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）附則第百六条の規定によりその例によることとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第十一項若しくは第十二項、所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六号）附則第八十九条、第九十条第六項、第九十一条若しくは第九十二条の規定によりその例によることとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の六第六項若しくは第七項、第四十二条の七第六項（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成四年法律第十四号）附則第二十条第二項の規定によりなお効力を有するこ

法律（平成十五年法律第八号）附則第九十二条若しくは第九十五条第二項の規定によりその例によることとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の八第六項若しくは第七項若しくは第四十二条の十一第六項若しくは第七項、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）附則第百六条の規定によりその例によることとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第十一項若しくは第十二項、所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六号）附則第八十九条、第九十条第六項、第九十一条若しくは第九十二条の規定によりその例によることとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の六第六項若しくは第七項、第四十二条の七第六項（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成四年法律第十四号）附則第二十条第二項の規定によりなお効力を有するこ

ととされる同法による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第六項を含む。[○]）（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）附則第二十六条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第十六項において準用する場合を含む。）若しくは第七項、第四十二条の十第六項若しくは第七項若しくは第四十二条の十一第六項若しくは第七項、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）附則第七十七条の規定によりなお効力を有することとされる同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第五項、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第一百四十四号。以下この項において「平成二十三年所得税法等改正法」という。）附則第五十五条の規定によりなお効力を有することとされる平

ととされる同法による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第六項を含む。[○]）（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）附則第二十六条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第十六項において準用する場合を含む。）若しくは第七項、第四十二条の十第六項若しくは第七項若しくは第四十二条の十一第六項若しくは第七項、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）附則第七十七条の規定によりなお効力を有することとされる同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第五項、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第一百四十四号。以下この項において「平成二十三年所得税法等改正法」という。）附則第五十五条の規定によりなお効力を有することとされる平

成二十三年所得税法等改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第五項若しくは平成二十三年所得税法等改正法附則第五十八条の規定によりその例によることとされる平成二十三年所得税法等改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第七項、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十条の規定によりなお効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の第十第五項、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）附則第十四条第三項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第一項、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第十七号）附則第十五条第三項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第一項若

成二十三年所得税法等改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第五項若しくは平成二十三年所得税法等改正法附則第五十八条の規定によりその例によることとされる平成二十三年所得税法等改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第七項、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）附則第十四条第三項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第一項、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第十七号）附則第十五条第三項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第一項若

	<p>第八條の六第二項</p>
<p>しくは租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十年法律第二十三号）附則第二十条第三項の規定によりその例によることとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第二項若しくは租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十年法律第二十三号）附則第二十条第四項の規定によりなお効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第二項</p>	<p>第六十二条の三第一項若しくは第八項若しくは第八項若しくは第六十三条第一項</p> <p>（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第十七号）附則第十五条第一項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十二条の三第一項又は第八項を含む。）第六十三条第一項（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）附則第十四条第二項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税</p>
	<p>第八條の六第二項</p>
<p>しくは租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十年法律第二十三号）附則第二十条第三項の規定によりその例によることとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第二項若しくは租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十年法律第二十三号）附則第二十条第四項の規定によりなお効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第二項</p>	<p>第六十二条の三第一項若しくは第八項若しくは第八項若しくは第六十三条第一項</p> <p>（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第十七号）附則第十五条第一項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十二条の三第一項又は第八項を含む。）第六十三条第一項（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）附則第十四条第二項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税</p>

特別措置法第六十三条第一項を含む。

）（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第十七号）附則第十五条第二項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三条第一項を含む。）若しくは所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）附則第九十二条若しくは第九十五条第二項の規定によりその例によることとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の八第六項若しくは第七項若しくは第四十二条の十一第六項若しくは第七項、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）附則第六百六条の規定によりその例によることとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第十一項若しくは第十二項、所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六号）附則第八十九条、第九十条第六項、第九十一条若しくは第九十二条の規

特別措置法第六十三条第一項を含む。

）（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第十七号）附則第十五条第二項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三条第一項を含む。）若しくは所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）附則第九十二条若しくは第九十五条第二項の規定によりその例によることとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の八第六項若しくは第七項若しくは第四十二条の十一第六項若しくは第七項、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）附則第六百六条の規定によりその例によることとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第十一項若しくは第十二項、所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六号）附則第八十九条、第九十条第六項、第九十一条若しくは第九十二条の規

定によりその例によることとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の六第六項若しくは第七項、第四十二条の七第六項（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成四年法律第十四号）附則第二十条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第六項を含む。）（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）附則第二十六条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第十六項において準用する場合を含む。）若しくは第七項、第四十二条の十第六項若しくは第七項若しくは第四十二条の十一第六項若しくは第七項、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）附則第七十七条の規定によりなお効力を有することとされる同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条

定によりその例によることとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の六第六項若しくは第七項、第四十二条の七第六項（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成四年法律第十四号）附則第二十条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第六項を含む。）（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）附則第二十六条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第十六項において準用する場合を含む。）若しくは第七項、第四十二条の十第六項若しくは第七項若しくは第四十二条の十一第六項若しくは第七項、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）附則第七十七条の規定によりなお効力を有することとされる同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条

の十一第五項、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号。以下この項において「平成二十三年所得税法等改正法」という。）附則第五十五条の規定によりなお効力を有することとされる平成二十三年所得税法等改正法第九条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第五項若しくは平成二十三年所得税法等改正法附則第五十八条の規定によりその例によることとされる平成二十三年所得税法等改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第七項、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条の規定によりなお効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第五項、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）附則第十四条第三項の規定によりそ

の十一第五項、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号。以下この項において「平成二十三年所得税法等改正法」という。）附則第五十五条の規定によりなお効力を有することとされる平成二十三年所得税法等改正法第九条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第五項若しくは平成二十三年所得税法等改正法附則第五十八条の規定によりその例によることとされる平成二十三年所得税法等改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第七項、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）附則第十四条第三項の規定によりそ

(不動産取得税の課税標準の特例の適用を受ける不動産の価格の決定等)		
	略	の例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第一項、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第十七号）附則第十五条第三項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第一項若しくは租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十年法律第二十三号）附則第二十条第三項の規定によりその例によることとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第一項若しくは租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十年法律第二十三号）附則第二十条第四項の規定によりなお効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第一項

(不動産取得税の課税標準の特例の適用を受ける不動産の価格の決定等)		
	略	の例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第一項、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第十七号）附則第十五条第三項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第一項若しくは租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十年法律第二十三号）附則第二十条第三項の規定によりその例によることとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第一項若しくは租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十年法律第二十三号）附則第二十条第四項の規定によりなお効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第一項

13| 法附則第十一條第十一項に規定する政令で定める施設は、同項に規定する重要無形文化財を公演するための専用の舞台を備えた施設とし、同項に規定する政令で定める不動産は、当該施設の用に供する不動産のうち、その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある

13| 法附則第十一條第十項に規定する政令で定めるところにより計算した地上階数は、建築物の階数（建築基準法施行令第二條第一項第八号に定めるところにより算定した階数をいう。）から地階（同令第一條第二号に規定する地階をいう。）の階数を控除した階数とする。

14| 法附則第十一條第十項に規定する政令で定める住宅以外の用途は、次に掲げる用途（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二條第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業及び同條第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用途を除く。）とする。

- 一| 事務所
- 二| 店舗
- 三| ホテル又は旅館
- 四| 駐車場（自転車駐車場を含む。）
- 五| 病院又は診療所
- 六| 会館又は公会堂
- 七| 展示場、劇場又は映画館
- 八| 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの
- 九| スポーツ施設で総務省令で定めるもの

15| 法附則第十一條第十三項に規定する政令で定める施設は、同項に規定する重要無形文化財を公演するための専用の舞台を備えた施設とし、同項に規定する政令で定める不動産は、当該施設の用に供する不動産のうち、その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある

駐車施設その他の施設で総務省令で定めるものの用に供するもの以外のものとする。

14| 法附則第十一条第十二項に規定する農業近代化資金で政令で定めるものは、農業近代化資金通法第二条第三項に規定する農業近代化資金で政府又は都道府県の利子補給に係るものとする。

15| 法附則第十一条第十二項に規定する漁業近代化資金で政令で定めるものは、漁業近代化資金通法第二条第三項に規定する漁業近代化資金で政府又は都道府県の利子補給に係るものとする。

16| 法附則第十一条第十二項に規定する農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用に供する施設で政令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める施設とする。

一 法附則第十一条第十二項の資金（次号及び第三号に定める資金を除く。）の貸付けを受けて取得する場合 農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、たばこ耕作組合、たばこ耕作組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、水産業協同組合又は事業協同組合（事業協同組合にあつては、木材に関する事業を行うものに限る。）が保管、生産又は加工の用に供する家屋

二及び三 略

17| 法附則第十一条第十四項及び同項の規定により読み替えて適用される法第七十三条の十四第一項に規定する貸家住宅で政令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する貸家住宅とする。

一 四 略

18| 法附則第十一条第十四項の規定により読み替えて適用される法第七十

駐車施設その他の施設で総務省令で定めるものの用に供するもの以外のものとする。

16| 法附則第十一条第十四項に規定する農業近代化資金で政令で定めるものは、農業近代化資金通法第二条第三項に規定する農業近代化資金で政府又は都道府県の利子補給に係るものとする。

17| 法附則第十一条第十四項に規定する漁業近代化資金で政令で定めるものは、漁業近代化資金通法第二条第三項に規定する漁業近代化資金で政府又は都道府県の利子補給に係るものとする。

18| 法附則第十一条第十四項に規定する農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用に供する施設で政令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める施設とする。

一 法附則第十一条第十四項の資金（次号及び第三号に定める資金を除く。）の貸付けを受けて取得する場合 農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、たばこ耕作組合、たばこ耕作組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、水産業協同組合又は事業協同組合（事業協同組合にあつては、木材に関する事業を行うものに限る。）が保管、生産又は加工の用に供する家屋

二及び三 同上

19| 法附則第十一条第十六項及び同項の規定により読み替えて適用される法第七十三条の十四第一項に規定する貸家住宅で政令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する貸家住宅とする。

一 四 略

20| 法附則第十一条第十六項の規定により読み替えて適用される法第七十

三条の十四第一項に規定する居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で政令で定めるものは、当該貸家住宅の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分でその床面積が三十平方メートル以上二百四十平方メートル以下のものとする。

三条の十四第一項に規定する居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で政令で定めるものは、当該貸家住宅の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分でその床面積が三十平方メートル以上二百四十平方メートル以下のものとする。

（法附則第十一条の四第三項の不動産等）

第九条の二 法附則第十一条の四第三項に規定する不動産で政令で定めるものは、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第三十九条の三第三項に規定する認定中小企業承継事業再生計画（以下この条において「認定計画」という。）に定めるところに従つてされた法附則第十一条の四第三項に規定する事業の譲渡又は資産の譲渡に係る不動産であることについて主務大臣（産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第七十五条第一項に規定する主務大臣で、当該譲渡に係る認定計画の同法第三十九条の二第一項又は第三十九条の三第一項の規定による認定をしたものをいう。）の認定を受けた不動産で、次に掲げるもの以外のものとする。

- 一 事務所の用に供する不動産
- 二 宿舍（業務上宿舍を使用すべき義務がある者が使用するものとされ
ている宿舍を除く。）の用に供する不動産
- 三 従業員の福利及び厚生の用に供する不動産
- 四 前二号に掲げるもののほか、他の者に貸し付ける不動産
- 五 遊休状態にある不動産（当該認定計画に係る事業の用に供するもの
として建設計画（前各号に掲げる不動産の建設に係るものを除く。次

項において同じ。)が確定している不動産を除く。)

2 | 法附則第十一条の四第三項の規定は、前項に規定する不動産(遊休状態にある不動産で認定計画に係る事業の用に供するものとして建設計画が確定しているもの(以下この項において「建設計画中の不動産」という。)を除く。)がその取得の日から引き続き三年以上前項第一号から第四号までに掲げる不動産以外の不動産として当該事業の用に供されたとき(当該不動産がその取得の日から三年以内に遊休状態になったときを除く。)又は同項に規定する不動産のうち建設計画中の不動産であるものについて当該建設計画に従って当該不動産の取得の日から三年以内に建設が開始されたときに限り、適用する。

(法附則第十一条の四第三項の貸家住宅等)

第九条の二 法附則第十一条の四第三項及び同項の規定により読み替えて適用される法第七十三条の二十四第一項に規定する貸家住宅で政令で定めるものは、附則第七条第十七項に規定する貸家住宅とする。

2 法附則第十一条の四第三項の規定により読み替えて適用される法第七十三条の二十四第一項に規定する居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で政令で定めるものは、附則第七条第十八項に規定する一の部分とする。

(贈与により農地等を取得した場合の不動産取得税の徴収猶予)

第十条 略

2及び3 略

(法附則第十一条の四第五項の貸家住宅等)

第九条の三 法附則第十一条の四第五項及び同項の規定により読み替えて適用される法第七十三条の二十四第一項に規定する貸家住宅で政令で定めるものは、附則第七条第十九項に規定する貸家住宅とする。

2 法附則第十一条の四第五項の規定により読み替えて適用される法第七十三条の二十四第一項に規定する居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で政令で定めるものは、附則第七条第二十項に規定する一の部分とする。

(贈与により農地等を取得した場合の不動産取得税の徴収猶予)

第十条 略

2及び3 略

4 法附則第十二条第二項において準用する租税特別措置法第七十条の四第九項、第十二項、第十三項、第十八項、第十九項、第二十三項、第二十六項から第三十項まで、第三十一項第二号及び第三十四項、第七十条の四の二第三項、第五項、第六項、第八項（同条第三項、第五項及び第六項に係る部分に限る。）及び第十項（同法第七十条の四第九項、第十二項、第十三項、第十八項、第十九項、第二十三項、第二十六項から第三十項まで、第三十一項第二号及び第三十四項に係る部分に限る。）、第七十条の八第一項及び第二項、第九十三条第四項並びに第九十六条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略	第七十条の四第九項		前項
	署長	納税地の所轄税務 財務省令	
略	道府県知事	総務省令	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下この条、第七十条の四の二、第七十条の八第一項及び第二項、第九十三条第四項並びに第九十六条において「法」という。）附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる前項

4 法附則第十二条第二項において準用する租税特別措置法第七十条の四第九項、第十二項、第十三項、第十八項、第十九項、第二十三項、第二十六項から第三十項まで、第三十一項第二号及び第三十四項

略	第七十条の四第九項		前項
	署長	納税地の所轄税務 財務省令	
略	道府県知事	総務省令	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下この条、第七十条の八第一項及び第二項、第九十三条第四項並びに第九十六条において「法」という。）附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる前項

第七十条の四の二	第六項	第七十条の四の二	第八項	前項の	財務省令	納税地の所轄税務署長	第一項	第四項	これらの規定に規定する税務署長	税務署長に	次項	第一項の	前条第一項第一号	「第一項」	総務省令	道府県知事	法附則第十二条第一項の規定によりその例に	道府県知事	道府県知事に	同条第一項の規定によりその例によることとされる次項	よりその例によることとされる第一項の	同条第一項の規定によりその例によることとされる前条第一項第一号	「法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる第一項」	法附則第十二条第一項の規定によることとされる第一項
					財務省令	道府県知事	法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる第一項	道府県知事	道府県知事に	同条第一項の規定によりその例によることとされる次項	よりその例によることとされる第一項の	同条第一項の規定によりその例によることとされる前条第一項第一号	「法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる第一項」	法附則第十二条第一項の規定によることとされる第一項										

第十項

略		第一項の	りその例によることとされる前項の
		前条第一項	
同条	前条	同条第一項の規定によりその例によることとされる前条第一項	

5 租税特別措置法施行令第四十条の六第十二項、第二十項、第二十三項、第二十四項、第三十六項、第三十七項、第五十二項、第五十八項及び第五十九項並びに第四十条の六の二第二項、第五項、第六項及び第七項（同条第二項、第五項及び第六項に係る部分に限る。）の規定は、法附則第十二条第二項において準用する租税特別措置法第七十条の四第九項、第十二項、第十三項、第十八項、第十九項、第二十三項及び第二十六項から第二十八項まで並びに第七十条の四の二第三項、第五項、第六項及び第八項（同条第三項、第五項及び第六項に係る部分に限る。）の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同令第四十条の六第十二項、第二十項、第二十三項、第二十四項、第五十八項及び第五十九項並びに第四十条の六の二第二項中「納税猶予分の贈与税額」とあるのは「不動産取得税の額」と、同条第二十項中「納税地の所轄税務署長」とあるのは「道府県知事」と、同条第五十八項中「法第七十条の四第一項」とあるのは「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）

略	
---	--

5 租税特別措置法施行令第四十条の六第十二項、第二十項、第二十三項、第二十四項、第三十六項、第三十七項、第五十二項、第五十七項及び第五十八項の規定は、法附則第十二条第二項において準用する租税特別措置法第七十条の四第九項、第十二項、第十三項、第十八項、第十九項、第二十三項及び第二十六項から第二十八項まで
の規
定を適用する場合について準用する。この場合において、同令第四十条の六第十二項、第二十項、第二十三項、第二十四項、第五十二項、第五十七項及び第五十八項中「納税猶予分の贈与税額」とあるのは「不動産取得税の額」と、同条第二十項中「納税地の所轄税務署長」とあるのは「道府県知事」と、同条第五十七項中「法第七十条の四第一項」とあるのは「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）

附則第十二条第一項」と、「納税の猶予」とあるのは「徴収の猶予」と、「贈与税」とあるのは「不動産取得税」と、同令第四十条の六の二第六項中「第二項の財務省令」とあるのは「第二項の総務省令」と読み替えるものとする。

6 略

7 法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四第十七項の規定の適用を受ける受贈者が、同項に規定する一時的道路用地等（以下「一時的道路用地等」という。）の用に供されている同条第一項に規定する農地等（第二十四項を除き、以下「農地等」という。）につき、当該農地等に係る同条第十七項に規定する貸付期限（以下「貸付期限」という。）の到来により同項に規定する地上権等（以下「地上権等」という。）が消滅した場合又は当該貸付期限の到来前に地上権等の解約が行われたことにより地上権等が消滅した場合には、その消滅した旨、当該農地等を受贈者の農業の用に供している旨その他総務省令で定める事項を記載した届出書に、農業委員会の証明書で総務省令で定めるところにより当該受贈者の農業の用に供されている旨を証するものその他総務省令で定める書類を添付し、これを地上権等の消滅した日から二月以内に、道府県知事に提出しなければならない。

8 略
11 略

12 法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四第二十一項の規定の適用を受ける受贈者が同項に規定する営農困難時貸付農地等（以下この項及び第十五項において「営

附則第十二条第一項」と、「納税の猶予」とあるのは「徴収の猶予」と、「贈与税」とあるのは「不動産取得税」と読み替えるものとする。

6 略

7 法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四第十七項の規定の適用を受ける受贈者が、同項に規定する一時的道路用地等（以下「一時的道路用地等」という。）の用に供されている同条第一項に規定する農地等（以下「農地等」という。）につき、当該農地等に係る同条第十七項に規定する貸付期限（以下「貸付期限」という。）の到来により同条第十七項に規定する地上権等（以下「地上権等」という。）が消滅した場合又は当該貸付期限の到来前に地上権等の解約が行われたことにより地上権等が消滅した場合には、その消滅した旨、当該農地等を受贈者の農業の用に供している旨その他総務省令で定める事項を記載した届出書に、農業委員会の証明書で総務省令で定めるところにより当該受贈者の農業の用に供されている旨を証するものその他総務省令で定める書類を添付し、これを地上権等の消滅した日から二月以内に、道府県知事に提出しなければならない。

8 略
11 略

12 法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四第二十一項の規定の適用を受ける受贈者が同項に規定する営農困難時貸付農地等（以下この項において「営

農困難時貸付農地等」という。)について法附則第十二条第二項において準用する租税特別措置法第七十条の四第二十六項の規定により提出する同項の届出書には、営農困難時貸付農地等に係る事項その他の総務省令で定める事項を記載しなければならない。

13) 受贈者(法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四の二第一項に規定する猶予適用者(第二十三項及び第二十六項において「猶予適用者」という。)に該当する者を除く。)が法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四第二十一項の規定の適用を受けようとする場合には、同項に規定する営農困難時貸付け(次項及び第十五項において「営農困難時貸付け」という。)は、同条第二十一項の規定の適用を受けようとする農地等について法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四の二第一項各号に掲げる貸付けにより行われるものでなければならない。ただし、当該農地等が租税特別措置法施行令第四十条の六第四十六項各号に掲げる地域若しくは区域のいずれにも存しない場合又は当該貸付けの申込みを行った日後一年を経過する日までに当該貸付けを行うことができなかつた場合(当該貸付けの申込みを当該一年を経過する日まで引き続き行っている場合に限る。)には、当該貸付けによるほか法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四第二十一項に規定する権利設定に基づく貸付けにより行うことができるものとする。

14) 法附則第十二条第二項において準用する租税特別措置法第七十条の四

農困難時貸付農地等」という。)について法附則第十二条第二項において準用する租税特別措置法第七十条の四第二十六項の規定により提出する同項の届出書には、営農困難時貸付農地等に係る事項その他の総務省令で定める事項を記載しなければならない。

第十八項及び第十九項の規定は、法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四第二十一項の規定により営農困難時貸付けを行った受贈者が、当該営農困難時貸付けに係る農地等の全部又は一部について、一時的道路用地等の用に供するため当該営農困難時貸付けに係る地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（第二十六項において「賃借権等」という。）を消滅させ、かつ、当該一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行った場合について準用する。

15| 法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四第二十二項の耕作の放棄若しくは権利消滅があつた営農困難時貸付け農地等について新たな営農困難時貸付けを行う場合又は貸付期限の到来により一時的道路用地等の用に供されていた農地等について営農困難時貸付けを行う場合における第十三項の規定の適用については、同項ただし書中「一年」とあるのは、「一月」とする。

16| 法附則第十二条第一項の規定による不動産取得税の徴収の猶予があつた場合において、当該不動産取得税に係る農地、採草放牧地及び準農地の受贈者又は贈与者（これらの者のうち租税特別措置法第七十条の四第一項の規定により贈与税の納税の猶予を受ける者並びにその者に当該農地、採草放牧地及び準農地を贈与した者を除く。）が死亡したときは、総務省令で定める者は、総務省令で定める事項を記載した届出書を、その死亡の日後、遅滞なく、道府県知事に提出しなければならない。

17| 道府県知事は、第二項の申請があつた場合において、法附則第十二条第一項の規定の適用があるときは、当該申請に係る農地、採草放牧地及

13| 略

14| 略

び準農地の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得の日の属する年の翌年の三月十五日を納期限とする旨及びその徴収を猶予する旨を通知するものとする。

18| 農林水産大臣、市町村長又は農業委員会は、租税特別措置法第七十条の四第三十五項の規定により、同項の事実が生じた旨を、国税庁長官又は法附則第十二条第一項の農地、採草放牧地及び準農地の所在地の所轄税務署長に通知した場合には、遅滞なく、総務省令で定めるところにより、その旨を当該農地、採草放牧地及び準農地の所在地の道府県知事に通知しなければならない。

19| 農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長）は、租税特別措置法第七十条の四第三十六項の規定により、法附則第十二条第一項の規定の適用を受けた同項の準農地の利用の形態その他の現況を当該準農地の所在地の所轄税務署長に通知した場合には、遅滞なく、総務省令で定めるところにより、その旨を当該準農地の所在地の道府県知事に通知しなければならない。

20| 道府県知事は、前二項の規定による通知の事務に関し必要があると認める場合には、これらの規定に規定する農林水産大臣又は市町村長若しくは農業委員会に対し、法附則第十二条第一項の規定の適用を受ける受贈者並びに同項の規定の適用を受ける農地、採草放牧地及び準農地に関する事項その他総務省令で定める事項を通知することができる。

21| 次に掲げるものについては、法附則第十二条第一項の規定の適用を受ける農地等に該当するものとして、第一号に掲げるものにあつては租税

15| 略

16| 略

17| 略

18| 略

特別措置法第七十条の四（第六項から第十五項までを除く。）の規定を準用し、又はその例によることとし、第二号及び第三号に掲げるものにあつては同法第七十条の四（第六項から第十四項までを除く。）の規定を準用し、又はその例によることとする。

一〇三略

22| 受贈者が、法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四第二項第四号に規定する都市営農農地等に該当する農地等を前項第二号に掲げるものに転用した場合においては、当該農地は同条第二項第四号に規定する都市営農農地等に該当するものとして、同法第七十条の四（第六項から第十四項までを除く。）の規定を準用し、又はその例によることとする。

23| 法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四の二第一項の規定の適用を受ける猶予適用者が、同項に規定する特定貸付農地等（以下この項及び第二十六項において「特定貸付農地等」という。）について法附則第十二条第二項において準用する租税特別措置法第七十条の四第二十六項の規定により提出する同項の届出書には、特定貸付農地等に係る特定貸付け（法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四の二第一項に規定する特定貸付けをいう。第二十六項において同じ。）に関する事項その他の総務省令で定める事項を記載しなければならない。

24| 法附則第十二条第一項及び第二項の規定において租税特別措置法第七十条の四の規定を準用し、又はその例による場合においては、法附則第

19| 略

一〇三略

十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四の二第九項第一号又は第二号に掲げる受贈者が同条第十項の規定により法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四第一項に規定する受贈者とみなされた場合であつて当該受贈者が有する租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第十六号）による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文又は租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文に規定する農地等のうちに法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四第二項第三号に規定する特定市街化区域農地等があるときは、当該特定市街化区域農地等については同条第一項に規定する農地等とみなす。

25| 次の各号に掲げる受贈者（当該各号に掲げる受贈者の区分に応じ当該各号に定める規定の適用を受けているものに限る。）が法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四の二第十項の規定により法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四第一項に規定する受贈者とみなされた場合における第四項の規定により読み替えられた法附則第十二条第二項において準用する租税特別措置法第七十条の四第二十六項の規定の適用については、同項中「同項の不動産取得税の納期限」とあるのは「同項の規定によりその例によることとされる次条第一項の届出書を提出した日」と、「引き続き同項」とあるのは「引き続き法附則第十二条第一項」とする。

一 法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四の二第九項第二号に掲げる受贈者 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）附則第十九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の租税特別措置法第七十条の四第十項の規定

二 法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四の二第九項第三号に掲げる受贈者 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）附則第三十六条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第七十条の四第十三項の規定

26 法附則第十二条第二項において準用する租税特別措置法第七十条の四第十八項及び第十九項の規定は、特定貸付けを行った猶予適用者が、当該特定貸付けに係る特定貸付農地等の全部又は一部について、一時的道路用地等の用に供するために当該特定貸付けに係る賃借権等を消滅させ、かつ、当該用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行った場合について準用する。

（軽油引取税の課税免除の特例）

第十条の二の二 法附則第十二条の二の七第一項第二号に規定する政令で定める者は、次の表の上欄に掲げる者とし、同号に規定する公用又は公共の用に供する施設又は機械の電源又は動力源の用途で政令で定めるものは、同表の上欄に掲げる者について、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

（軽油引取税の課税免除の特例）

第十条の二の二 法附則第十二条の二の七第一項第二号に規定する政令で定める者は、次の表の上欄に掲げる者とし、同号に規定する公用又は公共の用に供する施設又は機械の電源又は動力源の用途で政令で定めるものは、同表の上欄に掲げる者について、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

<p>二 自衛隊の使用する機械を管理す</p>	<p>自衛隊の使用する通信の用に供す</p>	<p>一 警察の用に供する電気通信設備を設置し、及び管理する者</p>	<p>警察の用に供する電気通信事業法第二条第二号に規定する電気通信設備（第三号において「電気通信設備」という。）の電源の用途（通常の電力の供給が断たれた場合その他総務省令で定める場合の用途に限る。第三号において同じ。）</p>
<p>四 自衛隊の使用する機械を管理す</p>	<p>自衛隊の使用する通信の用に供す</p>	<p>一 電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者で総務省令で定めるもの</p> <p>二 警察の用に供する電気通信設備を設置し、及び管理する者</p>	<p>電気通信事業法第二条第二号に規定する電気通信設備（次号及び第五号において「電気通信設備」という。）で総務省令で定めるものの電源の用途（通常の電力の供給が断たれた場合その他総務省令で定める場合の用途に限る。次号、第三号及び第五号において同じ。）</p> <p>三 放送法（昭和二十五年法律第一百三十二号）第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者又は同条第二十四号に規定する基幹放送局提 供事業者</p> <p>放送法第二条第一号に規定する放送の用に供する施設で総務省令で定めるものの電源の用途</p>

<p>陶磁器製造業</p>	<p>陶磁器の製造工程における焼成及び乾燥の用途</p>	<p>2 5 略</p> <p>6 法附則第十二条の二の七第一項第五号に規定する陶磁器製造業、木材加工業その他の政令で定める事業は、次の表の上欄に掲げるものとし、同号に規定する製造工程における焼成又は乾燥の用途、これらの事業の事業場において使用する機械又は装置の動力源の用途その他の政令で定める用途は、同表の上欄に掲げる事業を営む者について、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。</p>	<p>三 消防庁及び地方公共団体</p>	<p>消防事務の用に供する電気通信設備の電源の用途</p>	<p>る者</p> <p>る機械、自動車（道路運送車両法第四条の規定により登録を受けている自動車並びに自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第十四条第一項の規定により道路運送車両法の規定が適用されない自動車で同条第三項の規定により番号及び標識を付されたものを除く。）その他これらに類する機械で総務省令で定めるものの電源又は動力源の用途</p>
<p>陶磁器製造業</p>	<p>陶磁器の製造工程における焼成及び乾燥の用途</p>	<p>2 5 略</p> <p>6 法附則第十二条の二の七第一項第五号に規定する陶磁器製造業、木材加工業その他の政令で定める事業は、次の表の上欄に掲げるものとし、同号に規定する製造工程における焼成又は乾燥の用途、これらの事業の事業場において使用する機械又は装置の動力源の用途その他の政令で定める用途は、同表の上欄に掲げる事業を営む者について、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。</p>	<p>五 消防庁及び地方公共団体</p>	<p>消防事務の用に供する電気通信設備の電源の用途</p>	<p>る者</p> <p>る機械、自動車（道路運送車両法第四条の規定により登録を受けている自動車並びに自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第十四条第一項の規定により道路運送車両法の規定が適用されない自動車で同条第三項の規定により番号及び標識を付されたものを除く。）その他これらに類する機械で総務省令で定めるものの電源又は動力源の用途</p>
<p>建設用粘土製品製造業</p>	<p>建設用粘土製品（粘土かわら及び</p>				

<p>生コンクリート製造業</p>	<p>生コンクリート製造業を営む者（製造した生コンクリートを事業場外において自ら運搬するものを除く。）の事業場内において専ら骨材の積卸しのために使用するフォークリフトその他これに類する機械で、道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているもの以外のものの動力源の用途</p>	<p>セメント製品製造業（生コンクリート製造業を除く。）</p>	<p>セメント製品製造業（生コンクリート製造業を除く。）を営む者の事業場内において専らセメント製品又はその原材料の積卸しのために使用するフォークリフトその他これに類する機械で、道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているもの以外のものの動力源の用途</p>
<p>鉄鋼業</p>	<p>生コンクリート製造業</p>	<p>セメント製品製造業（生コンクリート製造業を除く。）</p>	<p>セメント製品製造業（生コンクリート製造業を除く。）を営む者の事業場内において専らセメント製品又はその原材料の積卸しのために使用するフォークリフトその他これに類する機械で、道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているもの以外のものの動力源の用途</p>
<p>鋼及び鍛鋼の製造工程における熱</p>	<p>鋼板、鋼管、鋼管継手、鋼線、鋳</p>	<p>セメント製品製造業（生コンクリート製造業を除く。）を営む者の事業場内において専らセメント製品又はその原材料の積卸しのために使用するフォークリフトその他これに類する機械で、道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているもの以外のものの動力源の用途</p>	<p>陶管に限る。）の製造工程における焼成及び乾燥の用途</p>

<p>電気供給業</p>	<p>1 汽力発電装置の助燃（軽油専焼バーナー及び重油加熱バーナーによるものに限る。）の用途</p> <p>2 ガスタービン発電装置の動力源の用途</p>	<p>地熱資源開発事業</p> <p>動力付試すい機の動力源の用途</p> <p>地熱資源の開発のために使用する動力付試すい機の動力源の用途</p> <p>さく岩機及び動力付試すい機並びに鉱物の掘採事業を営む者の事業場（砂利を洗浄する場所を含む。）内において専ら鉱物の掘採、積み込み又は運搬のために使用する機械（道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源の用途</p>	<p>とび・土工工事業で総務省令で定めるもの</p>
<p>1 汽力発電装置の助燃（軽油専焼バーナー及び重油加熱バーナーによるものに限る。）の用途</p> <p>2 ガスタービン発電装置の動力源の用途</p>	<p>地熱資源の開発のために使用する動力付試すい機の動力源の用途</p> <p>さく岩機及び動力付試すい機並びに鉱物の掘採事業を営む者の事業場（砂利を洗浄する場所を含む。）内において専ら鉱物の掘採、積み込み又は運搬のために使用する機械（道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源の用途</p>	<p>とび・土工・コンクリート工事の工事現場において専らくい打ち、くい抜き、掘削又は運搬のために使用する建設機械（カタピラを有しないもの又は道路運送車両法第四条の規定により登録を受けているものを除く。）の動力源の用途</p>	<p>とび・土工工事業で総務省令で定めるもの</p>

<p>電気供給業</p>	<p>処理、焼鈍、加熱及び乾燥の用途</p> <p>1 汽力発電装置の助燃（軽油専焼バーナー及び重油加熱バーナーによるものに限る。）の用途</p> <p>2 ガスタービン発電装置の動力源の用途</p>	<p>地熱資源開発事業</p> <p>動力付試すい機の動力源の用途</p> <p>地熱資源の開発のために使用する動力付試すい機の動力源の用途</p> <p>さく岩機及び動力付試すい機並びに鉱物の掘採事業を営む者の事業場（砂利を洗浄する場所を含む。）内において専ら鉱物の掘採、積み込み又は運搬のために使用する機械（道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源の用途</p>	<p>とび・土工工事業で総務省令で定めるもの</p>
<p>処理、焼鈍、加熱及び乾燥の用途</p> <p>1 汽力発電装置の助燃（軽油専焼バーナー及び重油加熱バーナーによるものに限る。）の用途</p> <p>2 ガスタービン発電装置の動力源の用途</p>	<p>地熱資源の開発のために使用する動力付試すい機の動力源の用途</p> <p>さく岩機及び動力付試すい機並びに鉱物の掘採事業を営む者の事業場（砂利を洗浄する場所を含む。）内において専ら鉱物の掘採、積み込み又は運搬のために使用する機械（道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源の用途</p>	<p>とび・土工・コンクリート工事の工事現場において専らくい打ち、くい抜き、掘削又は運搬のために使用する建設機械（カタピラを有しないもの又は道路運送車両法第四条の規定により登録を受けているものを除く。）の動力源の用途</p>	<p>とび・土工工事業で総務省令で定めるもの</p>

<p>用運送事業又は鉄道貨物積卸業</p>	<p>倉庫業</p>	<p>港湾運送業</p>	<p>鋳さいバラス製造業</p>
<p>鉄道（軌道を含む。）に係る貨物利 用運送事業又は鉄道貨物積卸業</p>	<p>倉庫業法第三条の規定による登録を受けて倉庫業を営む者の倉庫において専ら当該倉庫業のために使用するフォークリフトその他これに類する機械で、道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているもの以外のものの動力源の用途</p>	<p>港湾において専ら港湾運送のために使用されるブルドーザーその他これに類する機械で、道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているもの以外のものの動力源の用途</p>	<p>鋳さいバラス製造業を営む者の事業場内において専ら鋳さいの破碎又は鋳さいバラスの集積若しくは積込みのために使用する機械（道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源の用途</p>
<p>鉄道（軌道を含む。）に係る貨物利 用運送事業又は鉄道貨物積卸業</p>	<p>倉庫業</p>	<p>港湾運送業</p>	<p>鋳さいバラス製造業</p>
<p>鉄道（軌道を含む。）に係る貨物利 用運送事業又は鉄道貨物積卸業</p>	<p>倉庫業法第三条の規定による登録を受けて倉庫業を営む者の倉庫において専ら当該倉庫業のために使用するフォークリフトその他これに類する機械で、道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているもの以外のものの動力源の用途</p>	<p>港湾において専ら港湾運送のために使用されるブルドーザーその他これに類する機械で、道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているもの以外のものの動力源の用途</p>	<p>鋳さいバラス製造業を営む者の事業場内において専ら鋳さいの破碎又は鋳さいバラスの集積若しくは積込みのために使用する機械（道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源の用途</p>

	航空運送サービス業で総務省令で定めるもの
<p>ら貨物利用運送事業法第二条第六項に規定する貨物利用運送事業のうち同条第四項に規定する鉄道運送事業者の行う貨物の運送に係るもの又は鉄道（軌道を含む。）により運送される貨物の鉄道（軌道を含む。）の車両への積込み若しくは取卸しの事業のために使用するフォークリフトその他これに類する機械で、道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているもの以外のものの動力源の用途</p>	<p>航空運送サービス業で総務省令で定めるもの</p> <p>空港、同法第五条第一項に規定する地方管理空港その他の公共の飛行場で総務省令で定めるものにおいて専ら航空機への旅客の乗降、航空貨物の積卸し若しくは運搬又は航空機の整備のために使用するパッセンジャーステップ、ベルトローダー、高所作業車その他これらに類する作業用機械で、道路運送車両法第四条の規定による登録</p>

	航空運送サービス業で総務省令で定めるもの
<p>ら貨物利用運送事業法第二条第六項に規定する貨物利用運送事業のうち同条第四項に規定する鉄道運送事業者の行う貨物の運送に係るもの又は鉄道（軌道を含む。）により運送される貨物の鉄道（軌道を含む。）の車両への積込み若しくは取卸しの事業のために使用するフォークリフトその他これに類する機械で、道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているもの以外のものの動力源の用途</p>	<p>航空運送サービス業で総務省令で定めるもの</p> <p>空港、同法第五条第一項に規定する地方管理空港その他の公共の飛行場で総務省令で定めるものにおいて専ら航空機への旅客の乗降、航空貨物の積卸し若しくは運搬又は航空機の整備のために使用するパッセンジャーステップ、ベルトローダー、高所作業車その他これらに類する作業用機械で、道路運送車両法第四条の規定による登録</p>

	<p>を受けているもの以外のものの動力の用途</p>	<p>廃棄物処理事業</p>	<p>廃棄物処理事業を営む者が廃棄物の埋立地（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第三条第三号ロに規定する埋立地をいう。）内において専ら廃棄物の処分のために使用する機械（道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源の用途</p>	<p>木材加工業で総務省令で定めるもの</p>	<p>木材加工業で総務省令で定めるものを営む者の事業場内において専ら木材の積卸しのために使用する機械（道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源の用途</p>	<p>木材市場業で総務省令で定めるもの</p>	<p>木材市場業で総務省令で定めるものを営む者の事業場内において専ら木材の積卸しのために使用する機械（道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源の用途</p>
--	----------------------------	----------------	--	-------------------------	---	-------------------------	---

	<p>を受けているもの以外のものの動力の用途</p>	<p>廃棄物処理事業</p>	<p>廃棄物処理事業を営む者が廃棄物の埋立地（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第三条第三号ロに規定する埋立地をいう。）内において専ら廃棄物の処分のために使用する機械（道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源の用途</p>	<p>木材加工業で総務省令で定めるもの</p>	<p>木材加工業で総務省令で定めるものを営む者の事業場内において専ら木材の積卸しのために使用する機械（道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源の用途</p>	<p>木材市場業で総務省令で定めるもの</p>	<p>木材市場業で総務省令で定めるものを営む者の事業場内において専ら木材の積卸しのために使用する機械（道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源の用途</p>
--	----------------------------	----------------	--	-------------------------	---	-------------------------	---

<p>の たい肥製造業で総務省令で定めるもの</p>	<p>たい肥製造業で総務省令で定めるものを営む者の事業場内において、専らたい肥の製造工程において使用する機械（道路運送車両法第四條の規定により登録を受けているものを除く。以下この項において同じ。）又はたい肥若しくはその原材料の積卸し若しくは運搬のために使用する機械の動力源の用途</p>
<p>の たい肥製造業で総務省令で定めるもの</p>	<p>たい肥製造業で総務省令で定めるものを営む者の事業場内において、専らたい肥の製造工程において使用する機械（道路運送車両法第四條の規定により登録を受けているものを除く。以下この項において同じ。）又はたい肥若しくはその原材料の積卸し若しくは運搬のために使用する機械の動力源の用途</p> <p>自動車教習所業で総務省令で定めるもの</p> <p>自動車教習所業で総務省令で定めるものを営む者の道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十九條第一項の規定により指定を受けた同法第九十八條第一項に規定する自動車教習所において自動車の運転に関する技能の教習のために使用する教習指導員若しくは技能検定員が危険を防止するための応急の措置を講ずることができる装置又は無線指導装置を備えた機械（道路運送車両法第四條の規定による登録を受けているものを除</p>

<p>7 第四十三條の十五の規定は、法附則第十二條の二の七第二項において</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="746 159 1361 645"> <p>索道事業</p> </td> <td data-bbox="746 645 1361 1115"> <p>鉄道事業法第三十二條の規定による許可を受けて索道事業を営む者のスキー場において専ら当該スキー場の整備のために使用する積雪を圧縮するための特殊な構造を有する装置を備えた機械（道路運送車両法第四條の規定による登録を受けているものを除く。以下この項において同じ。）又は雪を製造するための装置を備えた機械の動力源の用途</p> </td> </tr> </table>	<p>索道事業</p>	<p>鉄道事業法第三十二條の規定による許可を受けて索道事業を営む者のスキー場において専ら当該スキー場の整備のために使用する積雪を圧縮するための特殊な構造を有する装置を備えた機械（道路運送車両法第四條の規定による登録を受けているものを除く。以下この項において同じ。）又は雪を製造するための装置を備えた機械の動力源の用途</p>		
<p>索道事業</p>	<p>鉄道事業法第三十二條の規定による許可を受けて索道事業を営む者のスキー場において専ら当該スキー場の整備のために使用する積雪を圧縮するための特殊な構造を有する装置を備えた機械（道路運送車両法第四條の規定による登録を受けているものを除く。以下この項において同じ。）又は雪を製造するための装置を備えた機械の動力源の用途</p>				
<p>7 第四十三條の十五の規定は、法附則第十二條の二の七第二項において</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="746 1115 1361 1601"> <p>索道事業</p> </td> <td data-bbox="746 1601 1361 2056"> <p>く。）の動力源の用途</p> <p>鉄道事業法第三十二條の規定による許可を受けて索道事業を営む者のスキー場において専ら当該スキー場の整備のために使用する積雪を圧縮するための特殊な構造を有する装置を備えた機械（道路運送車両法第四條の規定による登録を受けているものを除く。以下この項において同じ。）又は雪を製造するための装置を備えた機械の動力源の用途</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="220 1115 746 1601"> <p>ゴルフ場業</p> </td> <td data-bbox="220 1601 746 2056"> <p>ゴルフ場において専ら当該ゴルフ場の整備のために使用する芝生を刈り込むための装置を備えた機械（道路運送車両法第四條の規定による登録を受けているものを除く。以下この項において同じ。）</p> <p>刈り込んだ芝生を回収するための装置を備えた機械又は芝生の育成管理用の土若しくは砂を散布する装置を備えた機械の動力源の用途</p> </td> </tr> </table>	<p>索道事業</p>	<p>く。）の動力源の用途</p> <p>鉄道事業法第三十二條の規定による許可を受けて索道事業を営む者のスキー場において専ら当該スキー場の整備のために使用する積雪を圧縮するための特殊な構造を有する装置を備えた機械（道路運送車両法第四條の規定による登録を受けているものを除く。以下この項において同じ。）又は雪を製造するための装置を備えた機械の動力源の用途</p>	<p>ゴルフ場業</p>	<p>ゴルフ場において専ら当該ゴルフ場の整備のために使用する芝生を刈り込むための装置を備えた機械（道路運送車両法第四條の規定による登録を受けているものを除く。以下この項において同じ。）</p> <p>刈り込んだ芝生を回収するための装置を備えた機械又は芝生の育成管理用の土若しくは砂を散布する装置を備えた機械の動力源の用途</p>
<p>索道事業</p>	<p>く。）の動力源の用途</p> <p>鉄道事業法第三十二條の規定による許可を受けて索道事業を営む者のスキー場において専ら当該スキー場の整備のために使用する積雪を圧縮するための特殊な構造を有する装置を備えた機械（道路運送車両法第四條の規定による登録を受けているものを除く。以下この項において同じ。）又は雪を製造するための装置を備えた機械の動力源の用途</p>				
<p>ゴルフ場業</p>	<p>ゴルフ場において専ら当該ゴルフ場の整備のために使用する芝生を刈り込むための装置を備えた機械（道路運送車両法第四條の規定による登録を受けているものを除く。以下この項において同じ。）</p> <p>刈り込んだ芝生を回収するための装置を備えた機械又は芝生の育成管理用の土若しくは砂を散布する装置を備えた機械の動力源の用途</p>				

準用する法第四百四十四条の二十一の規定による免税の手續について準用する。この場合において、第四十三条の十五第一項中「又は設備」とあるのは、「車両又は設備」と、同条第四項中「経過する日」とあるのは「経過する日（当該経過する日が平成二十七年三月三十一日以後に到来する場合には、同日）」と読み替えるものとする。

8及び9 略

（固定資産税等の課税標準の特例の適用を受ける固定資産の範囲等）

第十一条 略

254 略

5| 法附則第十五条第四項に規定する政令で定める事業所は、常時雇用する第五十六条の六十八第二項第一号に規定する心身障害者（同項第二号に規定する短時間労働者（以下この項において「短時間労働者」という

準用する法第四百四十四条の二十一の規定による免税の手續について準用する。この場合において、第四十三条の十五第一項中「又は設備」とあるのは、「車両又は設備」と、同条第四項中「経過する日」とあるのは「経過する日（当該経過する日が平成二十四年三月三十一日以後に到来する場合には、同日）」と読み替えるものとする。

8及び9 略

（固定資産税等の課税標準の特例の適用を受ける固定資産の範囲等）

第十一条 略

254 略

5| 法附則第十五条第三項に規定する政令で定める償却資産は、土壤の特定有害物質（土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。）による汚染を除去するための施設（既に事業の用に供されていた施設を当該事業の用に供しなくなったことに伴い、当該事業の用に供しなくなった施設に代えて当該事業の用に供される施設を除き、同法第六条第四項に規定する要措置区域及び同法第十一条第二項に規定する形質変更時要届出区域以外の区域内に設置されるものにあつては、同法第三条第一項に規定する有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地又は敷地であつた土地の所有者、管理者又は占有者が設置するものに限る。）で総務省令で定めるものとする。

6| 法附則第十五条第五項に規定する政令で定める事業所は、常時雇用する第五十六条の六十八第二項第一号に規定する心身障害者（同項第二号に規定する短時間労働者（以下この項において「短時間労働者」という

。を除外。）の数（当該心身障害者のうちに同項第三号に規定する重度心身障害者がある場合には、当該心身障害者の数に当該重度心身障害者の数を加算した数）と同条第一項に規定する短時間労働重度心身障害者の数を合計した数に同項に規定する短時間労働心身障害者の数に二分の一を乗じて得た数を加算した数（以下この項において「雇用心身障害者数」という。）が二十以上であり、かつ、常時雇用する労働者（短時間労働者を除く。）の総数に短時間労働者の総数に二分の一を乗じて得た数を加算した数に対する雇用心身障害者数の割合が二分の一以上である事業所とする。

6| 法附則第十五条第四項に規定する家屋で政令で定めるものは、障害者の雇用の促進等に関する法律第四十九条第一項第六号の助成金その他これに類するものとして総務省令で定めるものの支給を受けて取得した家屋のうち作業の用に供するもので、総務省令で定めるものとする。

7| 法附則第十五条第五項に規定する公益財団法人で政令で定めるものは、海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第三十八号）第二条の規定による改正前の外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）第二条第一項に規定する指定法人（以下この項において「指定法人」という。）及びその基本財産の全部が地方公共団体により拠出されている公益財団法人のうち指定法人に準ずるもので総務大臣が指定するものとする。

8| 法附則第十五条第五項に規定する政令で定める用途は、港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）第四条第一項第一号の係留とする。

9| 法附則第十五条第五項に規定する特定用途港湾施設の用に供する固定

。を除外。）の数（当該心身障害者のうちに同項第三号に規定する重度心身障害者がある場合には、当該心身障害者の数に当該重度心身障害者の数を加算した数）と同条第一項に規定する短時間労働重度心身障害者の数を合計した数に同項に規定する短時間労働心身障害者の数に二分の一を乗じて得た数を加算した数（以下この項において「雇用心身障害者数」という。）が二十以上であり、かつ、常時雇用する労働者（短時間労働者を除く。）の総数に短時間労働者の総数に二分の一を乗じて得た数を加算した数に対する雇用心身障害者数の割合が二分の一以上である事業所とする。

7| 法附則第十五条第五項に規定する家屋で政令で定めるものは、障害者の雇用の促進等に関する法律第四十九条第一項第六号の助成金その他これに類するものとして総務省令で定めるものの支給を受けて取得した家屋のうち作業の用に供するもので、総務省令で定めるものとする。

8| 法附則第十五条第六項に規定する公益財団法人で政令で定めるものは、海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第三十八号）第二条の規定による改正前の外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）第二条第一項に規定する指定法人（以下この項において「指定法人」という。）及びその基本財産の全部が地方公共団体により拠出されている公益財団法人のうち指定法人に準ずるもので総務大臣が指定するものとする。

9| 法附則第十五条第六項に規定する政令で定める用途は、港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）第四条第一項第一号の係留とする。

10| 法附則第十五条第六項に規定する特定用途港湾施設の用に供する固定

資産で政令で定めるものは、港湾法第五十五条の七第二項に規定する特定用途港湾施設（同項第一号に掲げる港湾施設に限る。）で総務省令で定める要件に該当するものの用に供する固定資産のうち、岸壁、コンテナ貨物の荷さばきを行うための固定的な施設及び護岸の用に供するもので次に掲げるもの以外のものとする。

一 四 略

10| 法附則第十五条第六項に規定する沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産で政令で定めるものは、当該電気供給業の用に供する償却資産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

一 及び二 略

11| 法附則第十五条第七項に規定する地震防災対策の用に供する償却資産で政令で定めるものは、大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）第四条各号に掲げる施設又は事業を管理し、又は運営する者が取得した償却資産で総務省令で定めるもの（大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）及びこれに基づく命令以外の法令により当該償却資産の設置義務を負う者が当該設置義務に基づき取得するものを除く。）とする。

12| 法附則第十五条第八項に規定する新たに製造された車両で政令で定め

資産で政令で定めるものは、港湾法第五十五条の七第二項に規定する特定用途港湾施設（同項第一号に掲げる港湾施設に限る。）で総務省令で定める要件に該当するものの用に供する固定資産のうち、岸壁、コンテナ貨物の荷さばきを行うための固定的な施設及び護岸の用に供するもので次に掲げるもの以外のものとする。

一 四 略

11| 法附則第十五条第七項に規定する沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産で政令で定めるものは、当該電気供給業の用に供する償却資産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

一 及び二 略

12| 法附則第十五条第八項に規定する機械その他の設備で政令で定めるものは、再生利用の目的となる廃棄物を処理するための機械その他の設備（当該処理と一貫して行われる再生品の生産のための機械その他の設備を含む。）で廃棄物による公害の防止及び資源の有効利用の促進に著しく寄与するものとして総務省令で定めるものとする。

13| 法附則第十五条第九項に規定する地震防災対策の用に供する償却資産で政令で定めるものは、大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）第四条各号に掲げる施設又は事業を管理し、又は運営する者が取得した償却資産で総務省令で定めるもの（大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）及びこれに基づく命令以外の法令により当該償却資産の設置義務を負う者が当該設置義務に基づき取得するものを除く。）とする。

14| 法附則第十五条第十項に規定する新たに製造された車両で政令で定め

るものは、機関車及びコンテナ用の貨車のうち、貨物鉄道事業に係る輸送の効率化に資する車両として総務省令で定めるものとする。

- 13| 法附則第十五条第九項 に規定する設備で政令で定めるものは、高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法（平成十一年法律第六十三号）第二条第二項各号に掲げる設備のうち総務省令で定めるもので、同法第五条第三項に規定する認定計画に従つて実施する同法第二条第三項に規定する高度テレビジョン放送施設整備事業により新設したものであることについて総務大臣の証明を受けたものとする。

- 14| 法附則第十五条第十項に規定する設備で政令で定めるものは、一基の取得価額（総務省令で定めるところにより計算した取得価額をいう。）が二千万円以上の設備で総務省令で定めるものとする。

- 15| 法附則第十五条第十二項に規定する鉄道施設又は軌道施設の貸付けを行う法人で政令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する法人とする。

一及び二 略

- 16| 法附則第十五条第十二項に規定する改良工事で政令で定めるものは、鉄道又は軌道の駅又は停留場の周辺において実施される土地区画整理法による土地区画整理事業、都市再開発法による市街地再開発事業その他市街地の整備改善のための事業と一体的に行われる改良工事で総務大臣が指定するものとする。

- 17| 法附則第十五条第十二項に規定する停車場建物その他の家屋で政令で定めるものは、停車場建物及び旅客用通路に係る家屋とする。

- 18| 法附則第十五条第十二項に規定する停車場設備その他の構築物で政令

るものは、機関車及びコンテナ用の貨車のうち、貨物鉄道事業に係る輸送の効率化に資する車両として総務省令で定めるものとする。

- 15| 法附則第十五条第十項に規定する設備で政令で定めるものは、高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法（平成十一年法律第六十三号）第二条第二項各号に掲げる設備のうち総務省令で定めるもので、同法第五条第三項に規定する認定計画に従つて実施する同法第二条第三項に規定する高度テレビジョン放送施設整備事業により新設したものであることについて総務大臣の証明を受けたものとする。

- 16| 法附則第十五条第十項に規定する設備で政令で定めるものは、一基の取得価額（総務省令で定めるところにより計算した取得価額をいう。）が二千万円以上の設備で総務省令で定めるものとする。

- 17| 法附則第十五条第十四項に規定する鉄道施設又は軌道施設の貸付けを行う法人で政令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する法人とする。

一及び二 略

- 18| 法附則第十五条第十四項に規定する改良工事で政令で定めるものは、鉄道又は軌道の駅又は停留場の周辺において実施される土地区画整理法による土地区画整理事業、都市再開発法による市街地再開発事業その他市街地の整備改善のための事業と一体的に行われる改良工事で総務大臣が指定するものとする。

- 19| 法附則第十五条第十四項に規定する停車場建物その他の家屋で政令で定めるものは、停車場建物及び旅客用通路に係る家屋とする。

- 20| 法附則第十五条第十四項に規定する停車場設備その他の構築物で政令

で定めるものは、停車場設備、線路設備又は電路設備とする。

19) 法附則第十五条第十四項に規定する区間で政令で定めるものは、同項に規定する建設線の全部又は一部の区間の営業の開始により旅客輸送量が著しく減少すると見込まれる区間として総務大臣が指定する区間とする。

20) 法附則第十五条第十四項に規定する鉄道事業者で政令で定めるものは、その発行済株式の総数又は出資金額若しくは抛出された金額の二分の一以上の数又は金額が地方公共団体により所有され、又は出資若しくは抛出をされている法人で総務大臣が指定するものとする。

21) 法附則第十五条第十四項に規定する固定資産で政令で定めるものは、次に掲げる固定資産以外の固定資産とする。

一 三 略

四 遊休状態にある土地及び家屋（法附則第十五条第十四項に規定する特定鉄道事業の用に供するものとして建設計画が確定しているものを除く。）

五及び六 略

22) 法附則第十五条第十五項に規定する鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者又は軌道法第四条に規定する軌道経営者で政令で定めるものは、地域住民の生活に必要な輸送の需要に応ずる鉄道又は軌道に係る事業を営む者として総務省令で定めるものとする。

で定めるものは、停車場設備、線路設備又は電路設備とする。

21) 法附則第十五条第十六項に規定する区間で政令で定めるものは、同項に規定する建設線の全部又は一部の区間の営業の開始により旅客輸送量が著しく減少すると見込まれる区間として総務大臣が指定する区間とする。

22) 法附則第十五条第十六項に規定する鉄道事業者で政令で定めるものは、その発行済株式の総数又は出資金額若しくは抛出された金額の二分の一以上の数又は金額が地方公共団体により所有され、又は出資若しくは抛出をされている法人で総務大臣が指定するものとする。

23) 法附則第十五条第十六項に規定する固定資産で政令で定めるものは、次に掲げる固定資産以外の固定資産とする。

一 三 略

四 遊休状態にある土地及び家屋（法附則第十五条第十六項に規定する特定鉄道事業の用に供するものとして建設計画が確定しているものを除く。）

五及び六 略

24) 法附則第十五条第十七項に規定する鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者又は軌道法第四条に規定する軌道経営者で政令で定めるものは、地域住民の生活に必要な輸送の需要に応ずる鉄道又は軌道に係る事業を営む者として総務省令で定めるものとする。

25) 法附則第十五条第二十項に規定する鉄道施設の貸付けを行う法人で政令で定めるものは、その発行済株式の総数又は出資金額若しくは抛出された金額の四分の一以上の数又は金額が一の地方公共団体により所有さ

23| 法附則第十五条第十七項に規定する新たに製造された車両で政令で定めるものは、原動機を有する客車及び原動機を有する客車にけん引される客車のうち、運賃のほかに特別の料金の定めがある旅客運送に専ら使用される客車以外の客車であつて、利用者の利便の向上に資するもの又はエネルギーの使用の合理化に資するものとして総務省令で定めるものとする。

24| 法附則第十五条第十八項に規定する選定事業で政令で定めるものは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二条第四項に規定する選定事業のうち、当該選定事業に係る経費の全額を当該選定事業を選定した同条第三項第一号又は第二号に掲げる者（以下この項及び次項において「地方公共団体等」という。）が負担し、かつ、同法第五条第二項第五号に規定する事業契約において当該選定事業に係る同法第二条第一項に規定する公共施設等（同項第三号に掲げる賃貸住宅（公営住宅を除く。）及び同項第五号に掲げる施設を除く。）が当該地方公共団体等に譲渡される旨が定められているものとする。

25| 法附則第十五条第十八項に規定する公共施設等の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、次に掲げる家屋及び償却資産以外の家屋及び償却資産とする。

一〜四 略

れ、又は出資若しくは拠出をされている法人で総務大臣が指定するものとする。

26| 法附則第十五条第二十項に規定する線路設備、電路設備その他の政令で定める構築物は、線路設備、電路設備又は停車場設備とする。

27| 法附則第十五条第二十一項に規定する新たに製造された車両で政令で定めるものは、原動機を有する客車及び原動機を有する客車にけん引される客車のうち、運賃のほかに特別の料金の定めがある旅客運送に専ら使用される客車以外の客車であつて、利用者の利便の向上に資するもの又はエネルギーの使用の合理化に資するものとして総務省令で定めるものとする。

28| 法附則第十五条第二十二項に規定する選定事業で政令で定めるものは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二条第四項に規定する選定事業のうち、当該選定事業に係る経費の全額を当該選定事業を選定した同条第三項第一号又は第二号に掲げる者（以下この項及び次項において「地方公共団体等」という。）が負担し、かつ、同法第五条第二項第五号に規定する事業契約において当該選定事業に係る同法第二条第一項に規定する公共施設等（同項第三号に掲げる賃貸住宅（公営住宅を除く。）及び同項第五号に掲げる施設を除く。）が当該地方公共団体等に譲渡される旨が定められているものとする。

29| 法附則第十五条第二十二項に規定する公共施設等の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、次に掲げる家屋及び償却資産以外の家屋及び償却資産とする。

一〜四 略

26| 法附則第十五条第十九項に規定する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第二十五条に規定する認定事業（当該認定事業の施行される土地の区域内に地上階数十以上又は延べ面積が五万平方メートル以上の耐火建築物（建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。）が整備されるものに限る。）により取得した公共施設（都市再生特別措置法第二条第二項に規定する公共施設をいう。）及び都市の居住者の利便の向上に資する施設で総務省令で定める家屋及び償却資産とする。

27| 法附則第十五条第二十項に規定する成田国際空港株式会社が所有し、かつ、直接その本来の事業の用に供する固定資産で政令で定めるものは、次に掲げる固定資産とする。

一及び二 略

28| 法附則第十五条第二十一項に規定する国立大学の校舎の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二条第四項に規定する選定事業で総務省令で定めるものにより総務省令で定める土地の上に取得された家屋及び償却資産で、同法第五条第二項第五号に規定する事業契約において国立大学法人に譲渡される旨が定められていることについて当該国立大学法人が証明したものとす。

29| 法附則第十五条第二十二項に規定する港湾施設の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、コンテナ貨物の荷さばきを行うための家屋及び固定的な償却資産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

一〜三 略

30| 法附則第十五条第二十三項に規定する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第二十五条に規定する認定事業（当該認定事業の施行される土地の区域内に地上階数十以上又は延べ面積が五万平方メートル以上の耐火建築物（建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。）が整備されるものに限る。）により取得した公共施設（都市再生特別措置法第二条第二項に規定する公共施設をいう。）及び都市の居住者の利便の向上に資する施設で総務省令で定める家屋及び償却資産とする。

31| 法附則第十五条第二十四項に規定する成田国際空港株式会社が所有し、かつ、直接その本来の事業の用に供する固定資産で政令で定めるものは、次に掲げる固定資産とする。

一及び二 略

32| 法附則第十五条第二十五項に規定する国立大学の校舎の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二条第四項に規定する選定事業で総務省令で定めるものにより総務省令で定める土地の上に取得された家屋及び償却資産で、同法第五条第二項第五号に規定する事業契約において国立大学法人に譲渡される旨が定められていることについて当該国立大学法人が証明したものとす。

33| 法附則第十五条第二十六項に規定する港湾施設の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、コンテナ貨物の荷さばきを行うための家屋及び固定的な償却資産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

一〜三 略

30] 法附則第十五条第二十三項に規定する都市鉄道利便増進事業により整備される施設の貸付けを行う法人で政令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する法人とする。

一 一三 略

31] 法附則第十五条第二十三項に規定する都市鉄道施設及び駅附帯施設で政令で定めるものは、停車場建物、旅客用通路、停車場設備、線路設備、電路設備、自転車駐車場又は駐車場法第二条第二号に規定する路外駐車場とする。

32] 法附則第十五条第二十四項に規定する政令で定める者は、第七項の規定により総務大臣が指定した公益財団法人から資産の現物出資を受けて設立された株式会社で総務大臣が指定するものとする。

33] 法附則第十五条第二十五項に規定する郵便事業株式会社に係る政令で定める固定資産は、次に掲げる固定資産以外の固定資産とする。

一 一六 略

34] 法附則第十五条第二十五項に規定する郵便局株式会社に係る政令で定める固定資産は、次に掲げる固定資産以外の固定資産とする。

一 一五 略

35] 法附則第十五条第二十八項に規定する政令で定める施設は、同項に規定する重要無形文化財を公演するための専用の舞台を備えた施設とし、同項に規定する政令で定める土地及び家屋は、当該施設の用に供する土地及び家屋のうち、その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある駐車施設その他の施設で総務省令で定めるものの用に供するもの以外のものとする。

34] 法附則第十五条第二十七項に規定する都市鉄道利便増進事業により整備される施設の貸付けを行う法人で政令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する法人とする。

一 一三 略

35] 法附則第十五条第二十七項に規定する都市鉄道施設及び駅附帯施設で政令で定めるものは、停車場建物、旅客用通路、停車場設備、線路設備、電路設備、自転車駐車場又は駐車場法第二条第二号に規定する路外駐車場とする。

36] 法附則第十五条第二十八項に規定する政令で定める者は、第八項の規定により総務大臣が指定した公益財団法人から資産の現物出資を受けて設立された株式会社で総務大臣が指定するものとする。

37] 法附則第十五条第二十九項に規定する郵便事業株式会社に係る政令で定める固定資産は、次に掲げる固定資産以外の固定資産とする。

一 一六 略

38] 法附則第十五条第二十九項に規定する郵便局株式会社に係る政令で定める固定資産は、次に掲げる固定資産以外の固定資産とする。

一 一五 略

39] 法附則第十五条第三十二項に規定する政令で定める施設は、同項に規定する重要無形文化財を公演するための専用の舞台を備えた施設とし、同項に規定する政令で定める土地及び家屋は、当該施設の用に供する土地及び家屋のうち、その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある駐車施設その他の施設で総務省令で定めるものの用に供するもの以外のものとする。

36) 法附則第十五条第二十九項に規定する設備で政令で定めるものは、電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号）第二条第一項第四号に掲げる設備（これと同時に設置する同項第一号に掲げる設備を含む。）のうち総務省令で定めるもので、同法第五条第三項に規定する認定計画に従つて実施する同法第二条第二項に規定する高度通信施設整備事業により新設したものであることについて総務大臣の証明を受けたものとする。

37) 法附則第十五条第三十項に規定する特定用途港湾施設の用に供する固定資産で政令で定めるものは、第九項に規定する固定資産とする。

38) 法附則第十五条第三十一項に規定する基準適合表示車のうち政令で定めるものは、同項に規定する基準適合表示車のうち、その原動機の定格出力が十九キロワット以上五十六キロワット未満であるものとする。

39) 法附則第十五条第三十二項に規定する国際拠点港湾で政令で定めるものは、港湾法第二条第二項に規定する国際拠点港湾のうち、当該港湾におけるコンテナ取扱量が国土交通大臣が定める取扱量以上であることその他の総務省令で定める要件に該当する港湾で、総務大臣が指定するものとする。

40) 法附則第十五条第三十二項に規定する港湾施設の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、港湾法第二条第五項に規定する港湾施設で総務省令で定める要件に該当するものの用に供する家屋及び償却資産のうち、コンテナ貨物の荷さばきを行うための家屋及び固定的な償却資産で次に掲げるもの以外のものとする。

一〇三略

40) 法附則第十五条第三十三項に規定する設備で政令で定めるものは、電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号）第二条第一項第四号に掲げる設備（これと同時に設置する同項第一号に掲げる設備を含む。）のうち総務省令で定めるもので、同法第五条第三項に規定する認定計画に従つて実施する同法第二条第二項に規定する高度通信施設整備事業により新設したものであることについて総務大臣の証明を受けたものとする。

41) 法附則第十五条第三十五項に規定する特定用途港湾施設の用に供する固定資産で政令で定めるものは、第十項に規定する固定資産とする。

42) 法附則第十五条第三十六項に規定する基準適合表示車のうち政令で定めるものは、同項に規定する基準適合表示車のうち、その原動機の定格出力が十九キロワット以上五十六キロワット未満であるものとする。

43) 法附則第十五条第三十七項に規定する国際拠点港湾で政令で定めるものは、港湾法第二条第二項に規定する国際拠点港湾のうち、当該港湾におけるコンテナ取扱量が国土交通大臣が定める取扱量以上であることその他の総務省令で定める要件に該当する港湾で、総務大臣が指定するものとする。

44) 法附則第十五条第三十七項に規定する港湾施設の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、港湾法第二条第五項に規定する港湾施設で総務省令で定める要件に該当するものの用に供する家屋及び償却資産のうち、コンテナ貨物の荷さばきを行うための家屋及び固定的な償却資産で次に掲げるもの以外のものとする。

一〇三略

41) 法附則第十五条第三十三項に規定する津波対策の用に供する償却資産として政令で定めるものは、防潮堤、護岸、胸壁及び津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な工作物で総務省令で定めるものとする。

42) 法附則第十五条第三十五項に規定する避難の用に供する償却資産として政令で定めるものは、誘導灯、誘導標識その他の協定避難用部分（津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第十二条第一項第一号に規定する協定避難用部分をいう。）への円滑な避難のために必要な設備として総務省令で定める設備とする。

43) 法附則第十五条第三十六項に規定する移動等円滑化のために必要な設備の整備に関する事業で政令で定めるものは、次に掲げる事業とする。

一 エレベーターの設置事業（当該エレベーターを設置するために必要な停車場設備の整備を含む。）及び当該設置事業と併せて行われる停車場建物又は旅客用通路の整備事業（これらの事業の開始の日の属する年度の前年度の一日当たりの平均的な利用者の人数が三千人以上である駅又は停留場において実施されるものに限る。）

二 プラットホームからの転落を防止するための設備で総務省令で定めるものの設置事業（当該設備を設置するために必要な停車場設備の整備を含み、当該事業の開始の日の属する年度の前年度の一日当たりの平均的な利用者の人数が十万人以上である駅又は停留場において実施されるものに限る。）

44) 法附則第十五条第三十六項に規定する停車場建物その他の家屋で政令で定めるものは、前項第一号に掲げる事業により取得した停車場建物及

45) 法附則第十五条第三十八項に規定する津波対策の用に供する償却資産として政令で定めるものは、防潮堤、護岸、胸壁及び津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な工作物で総務省令で定めるものとする。

46) 法附則第十五条第四十項に規定する避難の用に供する償却資産として政令で定めるものは、誘導灯、誘導標識その他の協定避難用部分（津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第十二条第一項第一号に規定する協定避難用部分をいう。）への円滑な避難のために必要な設備として総務省令で定める設備とする。

び旅客用通路に係る家屋で総務省令で定めるものとする。

45) 法附則第十五条第三十六項に規定する停車場設備その他の鉄道事業の用に供する償却資産で政令で定めるものは、次に掲げる償却資産とする。

一 第四十三項第一号に掲げる事業により取得したエレベーター及び停車場設備

二 第四十三項第二号に掲げる事業により取得したプラットホームからの転落を防止するための設備及び停車場設備

(日本国有鉄道の改革に伴う固定資産税等の課税標準の特例の適用を受ける固定資産の範囲等)

第十一条の二 略

2 略

3 法附則第十五条の二第二項に規定する固定資産で政令で定めるものは、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社若しくは九州旅客鉄道株式会社(以下この項及び次条 において「北海道旅客会社等」という。)が所有し、又は独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第十二条第一項第三号の規定に基づき借り受ける固定資産のうち、直接鉄道事業 の用に供する固定資産で総務

省令で定めるもの又は第五十二条の五の二に規定する鉄道施設の用に供する固定資産若しくは前項に規定する法人が所有し、かつ、北海道旅客会社等に貸し付けている線路設備その他の鉄道施設の用に供する固定資産で総務省令で定めるものとする。

(日本国有鉄道の改革に伴う固定資産税等の課税標準の特例の適用を受ける固定資産の範囲等)

第十一条の二 略

2 略

3 法附則第十五条の二第二項に規定する固定資産で政令で定めるものは、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社若しくは九州旅客鉄道株式会社(以下この項及び次条第一項において「北海道旅客会社等」という。)が所有し、又は独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第十二条第一項第三号の規定に基づき借り受ける固定資産のうち、直接鉄道事業若しくは旅客自動車運送事業の用に供する固定資産で総務

省令で定めるもの又は第五十二条の五の二に規定する鉄道施設の用に供する固定資産若しくは前項に規定する法人が所有し、かつ、北海道旅客会社等に貸し付けている線路設備その他の鉄道施設の用に供する固定資産で総務省令で定めるものとする。

第十一條の三 法附則第十五條の三 に規定する固定資産で政令で定めるものは、北海道旅客会社等又は日本貨物鉄道株式会社が直接その本来の事業の用に供する固定資産のうち、次に掲げるもの以外のものとする。

一〇十一 略

第十一條の三 法附則第十五條の三第一項に規定する固定資産で政令で定めるものは、北海道旅客会社等又は日本貨物鉄道株式会社が直接その本来の事業の用に供する固定資産のうち、次に掲げるもの以外のものとする。

一〇十一 略

2 法附則第十五條の三第二項に規定する家屋又は償却資産で政令で定めるものは、日本貨物鉄道株式会社が直接その本来の事業の用に供する家屋又は償却資産のうち、次に掲げるもの以外のものとする。

一 宿舍の用に供する家屋又は償却資産

二 職員の福利及び厚生の用に供する家屋又は償却資産

三 前二号に掲げるもののほか、他の者に貸し付けている家屋又は償却資産

四 遊休状態にある家屋

五 車両、機械、器具及び被服の製造の用に供する家屋又は償却資産

六 観光その他旅客誘致のための施設の用に供する家屋又は償却資産

七 発電所及び採炭施設の用に供する家屋又は償却資産

八 私人のための専用側線の用に供する家屋又は償却資産

九 旅客自動車運送事業の用に供する家屋又は償却資産

十 職員の研修の用に供する家屋又は償却資産

3 日本貨物鉄道株式会社が、その取得した家屋又は償却資産につき法附則第十五條の三第二項の規定の適用を受ける場合には、総務省令で定める書類を当該家屋又は償却資産の所在地の市町村長（法第三百八十九條

(市街化区域内の農地のうち市街化区域農地以外の農地として取り扱う農地等)

第十四条 法附則第十九条の二第一項に規定する政令で定める農地は、次に掲げる農地とする。

一 都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設として定められた公園、緑地又は墓園の区域内の農地で、同法第五十五条第一項の規定による都道府県知事の指定を受けたもの又は同法第五十九条第一項から第四項までの規定による国土交通大臣若しくは都道府県知事の認可若しくは承認を受けた同法第四条第十五項に規定する都市計画事業に係るもの

二 略

2 略

(法附則第二十九条の七第五項に規定する市街化区域農地に対して課する固定資産税及び都市計画税の額の算定)

第十四条の六 略

2 略

3 法附則第二十九条の七第五項に規定する市街化区域農地に対して課する固定資産税及び都市計画税の額の算定に係る法附則第十九条の四第六

の規定の適用を受ける家屋又は償却資産については、当該家屋又は償却資産の価格等を決定する総務大臣又は道府県知事)に提出しなければならない。

(市街化区域内の農地のうち市街化区域農地以外の農地として取り扱う農地等)

第十四条 法附則第十九条の二第一項に規定する政令で定める農地は、次に掲げる農地とする。

一 都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設として定められた公園、緑地又は墓園の区域内の農地で、同法第五十五条第一項の規定による都道府県知事の指定を受けたもの又は同法第五十九条第一項から第四項までの規定による国土交通大臣若しくは都道府県知事の認可若しくは承認を受けた同法第四条第十五項に規定する都市計画事業に係るもの

二 略

2 略

(法附則第二十九条の七第五項に規定する市街化区域農地に対して課する固定資産税及び都市計画税の額の算定)

第十四条の六 略

2 略

3 法附則第二十九条の七第五項に規定する市街化区域農地に対して課する固定資産税及び都市計画税の額の算定に係る法附則第十九条の四第八

項及び第二十七條の二第六項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

<p>法附則第十 九條の四第 六項</p>	<p>市街化区域農地（前条第三項において準用する同条第三項の規定により市街化区域設定年度（同条第三項の規定により読み替へられた同条第一項に規定する市街化区域設定年度をいう。以下この項及び附則第二十七條の二第六項において同じ。）に係る賦課期日に市街化区域農地として所在したものとみなされた土地を含む。以下この項において同じ。）</p>	<p>市街化区域農地</p>	<p>前条第三項において準用する同条第一項ただし書</p> <p>地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号。以下この項において「施行令」という。）附則第十四條の六第一項の規定により読み替へられた前条第一項</p>
-------------------------------	--	----------------	---

項及び第二十七條の二第八項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

<p>法附則第十 九條の四第 八項</p>	<p>市街化区域農地（前条第三項において準用する同条第三項の規定により市街化区域設定年度（同条第三項の規定により読み替へられた同条第一項に規定する市街化区域設定年度をいう。以下この項及び附則第二十七條の二第八項において同じ。）に係る賦課期日に市街化区域農地として所在したものとみなされた土地を含む。以下この項において同じ。）</p>	<p>市街化区域農地</p>	<p>前条第三項において準用する同条第一項ただし書</p> <p>地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号。以下この項において「施行令」という。）附則第十四條の六第一項の規定により読み替へられた前条第一項</p>
-------------------------------	--	----------------	---

4 略	法附則第二十七條の二 第六項	市街化区域設定年度から 前条第三項において準用する同条第一項本文	ただし書 特定市となつた年度（平成七年度以降の各年度に係る賦課期日において附則第二十九條の七第一項の規定の適用を受けないこととなつた場合における当該年度をいう。附則第二十七條の二第六項において同じ。）から
	市街化区域設定年度	施行令附則第十四條の六第一項の規定により読み替えられた前条第一項本文 特定市となつた年度	

（前年度課税標準額を算定する場合の端数処理等）

第十五条 略

一及び二 略

三 法附則第十七條第八号イに規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に、法第三百四十九條の三の二、附則第十九條の

4 略	法附則第二十七條の二 第八項	市街化区域設定年度から 前条第三項において準用する同条第一項本文	ただし書 特定市となつた年度（平成七年度以降の各年度に係る賦課期日において附則第二十九條の七第一項の規定の適用を受けないこととなつた場合における当該年度をいう。附則第二十七條の二第八項において同じ。）から
	市街化区域設定年度	施行令附則第十四條の六第一項の規定により読み替えられた前条第一項本文 特定市となつた年度	

（前年度課税標準額を算定する場合の端数処理等）

第十五条 略

一及び二 略

三 法附則第十七條第八号イに規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に、第三百四十九條の三の二、附則第十九條の

三 第一項本文又は附則第二十九条の七第二項に定める率を乗じて得た額

四 法附則第十七条第八号ロに規定する当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に、法第七百二条の三、法附則第二十七条の規定により読み替えられた法附則第十九条の三第一項本文又は法附則第二十九条の七第三項に定める率を乗じて得た額

五 七 略

八 法附則第十八条第一項から第五項まで、第十九条第一項、第十九条の四第一項若しくは第二項、第二十一条又は第二十一条の二第一項に規定する固定資産税の課税標準となるべき額

九 及び十 略

十一 法附則第十九条の四第一項又は第二項に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額

十二 五 略

十六 法附則第二十五条第一項から第五項まで、第二十六条第一項、第二十七条の二第一項若しくは第二項、第二十七条の四又は第二十七条の四の二第一項に規定する都市計画税の課税標準となるべき額

十七 及び十八 略

十九 法附則第二十七条の二第一項又は第二項に規定する当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の二の額

二十 略

2 法附則第十九条第二項又は第二十六条第二項の規定により読み替えられた法附則第十八条第六項各号に掲げる農地で平成二十四年度から平成

三 第一項本文又は附則第二十九条の七第二項に定める率を乗じて得た額

四 法附則第十七条第八号ロに規定する当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に、第七百二条の三、附則第二十七条の規定により読み替えられた附則第十九条の三第一項本文又は附則第二十九条の七第三項に定める率を乗じて得た額

五 七 略

八 法附則第十八条第一項から第六項まで、第十九条第一項、第十九条の四第一項から第四項まで、第二十一条又は第二十一条の二第一項に規定する固定資産税の課税標準となるべき額

九 及び十 略

十一 法附則第十九条の四第一項から第三項までに規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額

十二 五 略

十六 法附則第二十五条第一項から第六項まで、第二十六条第一項、第二十七条の二第一項から第四項まで、第二十七条の四又は第二十七条の四の二第一項に規定する都市計画税の課税標準となるべき額

十七 及び十八 略

十九 法附則第二十七条の二第一項から第三項までに規定する当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の二の額

二十 略

2 法附則第十九条第二項又は第二十六条第二項の規定により読み替えられた法附則第十八条第七項各号に掲げる農地で平成二十一年度から平成

二十六年度までの各年度に係る賦課期日において法附則第十九条の三の規定の適用を受ける市街化区域農地（以下この条において「特定市街化区域農地」という。）以外の農地に該当するもの（次項の規定の適用を受ける農地を除く。）のうち、当該各年度の前年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地に該当したものに係る当該各年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該農地が当該各年度の前年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地以外の農地であつたものとみなして、法附則第十七条及び第十九条又は第二十六条の規定を適用する。

3 法附則第十九条第二項又は第二十六条第二項の規定により読み替えられた法附則第十八条第六項第二号に掲げる農地で平成二十四年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地以外の農地に該当するもの（以下この項において「平成二十四年度一般農地等」という。）、同条第六項第三号に掲げる農地で平成二十五年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地以外の農地に該当するもの（以下この項において「平成二十五年一般農地等」という。）又は同条第六項第四号に掲げる農地で平成二十六年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地以外の農地に該当するもの（以下この項において「平成二十六年一般農地等」という。）のうち、当該農地の類似土地（法附則第十七条第七号に規定する類似土地をいう。次項第二号において同じ。）が平成二十四年度一般農地等にあつては平成二十三年、平成二十五年一般農地等にあつては平成二十四年度、平成二十六年一般農地等にあつては平成二十五年に係る賦課期日（以下この項において「前年度に係る賦課期日」という。）において特定市街化区域農地に該当したものに係る平成二十四年度

二十三年度までの各年度に係る賦課期日において法附則第十九条の三の規定の適用を受ける市街化区域農地（以下この条において「特定市街化区域農地」という。）以外の農地に該当するもの（次項の規定の適用を受ける農地を除く。）のうち、当該各年度の前年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地に該当したものに係る当該各年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該農地が当該各年度の前年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地以外の農地であつたものとみなして、法附則第十七条及び第十九条又は第二十六条の規定を適用する。

3 法附則第十九条第二項又は第二十六条第二項の規定により読み替えられた法附則第十八条第七項第二号に掲げる農地で平成二十一年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地以外の農地に該当するもの（以下この項において「平成二十一年度一般農地等」という。）、同条第七項第三号に掲げる農地で平成二十二年に係る賦課期日において特定市街化区域農地以外の農地に該当するもの（以下この項において「平成二十二年一般農地等」という。）又は同条第七項第四号に掲げる農地で平成二十三年に係る賦課期日において特定市街化区域農地以外の農地に該当するもの（以下この項において「平成二十三年一般農地等」という。）のうち、当該農地の類似土地（法附則第十七条第七号に規定する類似土地をいう。次項第二号において同じ。）が平成二十一年度一般農地等にあつては平成二十年、平成二十二年一般農地等にあつては平成二十一年度、平成二十三年一般農地等にあつては平成二十二年に係る賦課期日（以下この項において「前年度に係る賦課期日」という。）において特定市街化区域農地に該当したものに係る平成二十一年度

一般農地等にあつては平成二十四年度分、平成二十五年度一般農地等に
あつては平成二十五年度分、平成二十六年分一般農地等にあつては平成
二十六年分の固定資産税又は都市計画税については、当該類似土地が
前年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地以外の農地であつた
ものとみなして、法附則第十七条及び第十九条又は第二十六条の規定を
適用する。

4 法附則第二十九条の二の規定により当該特定市街化区域農地について
法附則第十九条の三、第十九条の四、第二十七条又は第二十七条の二の
規定の適用がなかつたものとみなして平成二十四年度から平成二十六年
度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税の税額を算定する場合に
おいて、当該特定市街化区域農地が次の各号に掲げる特定市街化区域農
地に該当するときは、当該特定市街化区域農地が、当該各年度に係る賦
課期日において、第一号に掲げる特定市街化区域農地にあつては第二項
の規定の適用を受ける特定市街化区域農地以外の農地に、第二号に掲げ
る特定市街化区域農地にあつては前項の規定の適用を受ける特定市街化
区域農地以外の農地に該当するものとみなして、それぞれ第二項又は前
項の規定を適用して算定するものとする。

一 法附則第十九条第二項又は第二十六条第二項の規定により読み替え
られた法附則第十八条各号に掲げる農地に該当する特定市街化
区域農地（次号の規定の適用を受ける特定市街化区域農地を除く。）
で当該各年度の前年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地に
該当したもの

二 法附則第十九条第二項又は第二十六条第二項の規定により読み替え

一般農地等にあつては平成二十一年度分、平成二十二年分一般農地等に
あつては平成二十二年分、平成二十三年分一般農地等にあつては平成
二十三年分の固定資産税又は都市計画税については、当該類似土地が
前年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地以外の農地であつた
ものとみなして、法附則第十七条及び第十九条又は第二十六条の規定を
適用する。

4 法附則第二十九条の二の規定により当該特定市街化区域農地について
法附則第十九条の三、第十九条の四、第二十七条又は第二十七条の二の
規定の適用がなかつたものとみなして平成二十一年度から平成二十三年
度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税の税額を算定する場合に
おいて、当該特定市街化区域農地が次の各号に掲げる特定市街化区域農
地に該当するときは、当該特定市街化区域農地が、当該各年度に係る賦
課期日において、第一号に掲げる特定市街化区域農地にあつては第二項
の規定の適用を受ける特定市街化区域農地以外の農地に、第二号に掲げ
る特定市街化区域農地にあつては前項の規定の適用を受ける特定市街化
区域農地以外の農地に該当するものとみなして、それぞれ第二項又は前
項の規定を適用して算定するものとする。

一 法附則第十九条第二項又は第二十六条第二項の規定により読み替え
られた法附則第十八条各号に掲げる農地に該当する特定市街化
区域農地（次号の規定の適用を受ける特定市街化区域農地を除く。）
で当該各年度の前年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地に
該当したもの

二 法附則第十九条第二項又は第二十六条第二項の規定により読み替え

られた法附則第十八条第六項第二号に掲げる農地に該当する特定市街化区域農地でその類似土地が平成二十三年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地に該当したもの、同項第三号に掲げる農地に該当する特定市街化区域農地でその類似土地が平成二十四年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地に該当したもの又は同項第四号に掲げる農地に該当する特定市街化区域農地でその類似土地が平成二十五年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地に該当したもの

5 平成二十四年度から平成二十六年までの各年度分の都市計画税について、法附則第二十五条の三の規定を都及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市に対して準用及び適用する場合には、特別区及び同項の市の区の区域は、一の市の区域とみなす。

(法附則第三十三条第一項の特定民間観光関連施設等)

第十六条の二の八 法附則第三十三条第一項に規定する特定民間観光関連施設で政令で定めるものは、沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第八号第一項に規定する特定民間観光関連施設で総務省令で定めるもの（以下この項において「対象施設」という。）の用に供する家屋又は構築物（当該対象施設に含まれる部分に限るものとし、当該対象施設の用に供する事務所、宿舍その他その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのあるもので総務省令で定めるものを除く。第一号において同じ。）で次に掲げる要件に該当するものをその用に供する施設とする。

られた法附則第十八条第七項第二号に掲げる農地に該当する特定市街化区域農地でその類似土地が平成二十年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地に該当したもの、同項第三号に掲げる農地に該当する特定市街化区域農地でその類似土地が平成二十一年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地に該当したもの又は同項第四号に掲げる農地に該当する特定市街化区域農地でその類似土地が平成二十二年年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地に該当したもの

5 平成二十一年度から平成二十三年までの各年度分の都市計画税について、法附則第二十五条の三の規定を都及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市に対して準用及び適用する場合には、特別区及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の区の区域は、一の市の区域とみなす。

(法附則第三十三条第一項の特定民間観光関連施設等)

第十六条の二の八 法附則第三十三条第一項に規定する特定民間観光関連施設で政令で定めるものは、沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第十六号第一項に規定する特定民間観光関連施設で総務省令で定めるもの（以下この項において「対象施設」という。）の用に供する家屋又は構築物（当該対象施設に含まれる部分に限るものとし、当該対象施設の用に供する事務所、宿舍その他その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのあるもので総務省令で定めるものを除く。第一号において同じ。）で次に掲げる要件に該当するものをその用に供する施設とする。

一及び二 略

2及び3 略

4 法附則第三十三條第四項に規定する政令で定める施設は、次に掲げる要件を満たす施設とする。

一 当該施設に設置される機械及び装置並びに器具及び備品の取得価額の合計額が千万円以上であること。

二 当該施設に係る建物及びその附属設備の取得価額の合計額が一億円以上であること。

5 法附則第三十三條第五項に規定する政令で定める施設は、特定農産加工業経営改善臨時措置法（平成元年法律第六十五号）第二条第一項に規定する農産加工品の生産の用に供する施設で総務省令で定めるものとする。

（法第七百一条の四十一第一項又は第二項及び附則第三十三條の規定の適用がある場合における同条の規定の適用）

第十六條の二の十 事業所等において行われる事業につき法第七百一条の四十一第一項又は第二項及び附則第三十三條第一項から第五項までの規定の適用がある場合における同条第一項から第五項までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

法附則第三十三條第一項	当該特定民間観光関連施設に係る事業所床面積	第七百一条の四十一第一項又は第二項の規定により控除すべき面積	を当該特定民間観光関連施設に係る事業所床面積
-------------	-----------------------	--------------------------------	------------------------

一及び二 略

2及び3 略

4 法附則第三十三條第四項に規定する政令で定める施設は、特定農産加工業経営改善臨時措置法（平成元年法律第六十五号）第二条第一項に規定する農産加工品の生産の用に供する施設で総務省令で定めるものとする。

（法第七百一条の四十一第一項又は第二項及び附則第三十三條の規定の適用がある場合における同条の規定の適用）

第十六條の二の十 事業所等において行われる事業につき法第七百一条の四十一第一項又は第二項及び附則第三十三條第一項から第四項までの規定の適用がある場合における同条第一項から第四項までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

法附則第三十三條第一項	当該特定民間観光関連施設に係る事業所床面積	第七百一条の四十一第一項又は第二項の規定により控除すべき面積	を当該特定民間観光関連施設に係る事業所床面積
-------------	-----------------------	--------------------------------	------------------------

法附則第三十三條第二項から第五項まで	当該施設に係る事業所床面積	第七百一条の四十一第三項	事業所床面積から控除して得た面積
第七百一条の四十一第三項	同条第三項	第七百一条の四十一第一項又は第二項の規定により控除すべき面積を当該施設に係る事業所床面積から控除して得た面積	同条第三項

(法附則第四十条の政令で定める者等)

第二十二條 法附則第四十条に規定する政令で定める者は、附則第十一条

第三十二項の規定により総務大臣が指定した株式会社とする。

2 法附則第四十条に規定する公益財団法人で政令で定めるものは、附則

第十一条第七項に規定する指定法人及び同項の規定により総務大臣が指

定した公益財団法人とする。

(旧民法第三十四条の法人から移行した法人等に係る地方税の特例)

第二十三條 法附則第四十一条第三項に規定する特定一般社団法人について

は公益社団法人とみなし、同項に規定する特定一般財団法人については公益財団法人とみなして、第三十六条の八第一項第一号、第三十六条

の九第一項第二号、第三十六条の十第一項第一号、第四十九条の十二第

の九第一項第二号、第三十六条の十第一項第一号、第四十九条の十二第

法附則第三十三條第二項から第四項まで	当該施設に係る事業所床面積	第七百一条の四十一第三項	事業所床面積から控除して得た面積
第七百一条の四十一第三項	同条第三項	第七百一条の四十一第一項又は第二項の規定により控除すべき面積を当該施設に係る事業所床面積から控除して得た面積	同条第三項

(法附則第四十条の政令で定める者等)

第二十二條 法附則第四十条に規定する政令で定める者は、附則第十一条

第三十六項の規定により総務大臣が指定した株式会社とする。

2 法附則第四十条に規定する公益財団法人で政令で定めるものは、附則

第十一条第八項に規定する指定法人及び同項の規定により総務大臣が指

定した公益財団法人とする。

(旧民法第三十四条の法人から移行した法人等に係る地方税の特例)

第二十三條 法附則第四十一条第三項に規定する特定一般社団法人について

は公益社団法人とみなし、同項に規定する特定一般財団法人については公益財団法人とみなして、第三十六条の八第一項第一号、第三十六条

の九第一項第二号、第三十六条の十第一項第一号、第四十九条の十二第

の九第一項第二号、第三十六条の十第一項第一号、第四十九条の十二第

一項第一号、第四十九条の十三第一項第二号、第四十九条の十五第一項第一号、第五十一条の十六の三第二項、第五十四条の四十五第二項第二号、附則第十一条第七項及び第三十二項、附則第十一条の二第二項第二号並びに前条第二項の規定を適用する。

28 略

9) 法附則第四十一条第十四項に規定する政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 法附則第四十一条第十四項に規定する移行一般社団法人等を公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第二条第三号に規定する公益法人（以下この号において「公益法人」という。）とみなして算定した前事業年度の末日における同法第十六条第二項に規定する遊休財産額が、当該移行一般社団法人等を公益法人とみなして算定した同条第一項の内閣府令で定めるところにより算定した額を超えないこと。

二 前事業年度に係る損益計算書の収益の部に計上した額の合計額が、五千万円に当該前事業年度の月数（当該月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。）を乗じて得た金額を十二で除して得た金額以下であること。

（東日本大震災に係る個人の事業税の損失の繰越控除の特例）

第三十条 法附則第五十条第四項第二号に規定する政令で定めるものは、その者のその年における個人の事業の所得の計算上生じた損失の金額のうち、その年において生じた同号に規定する被災事業用資産震災損失合

一項第一号、第四十九条の十三第一項第二号、第四十九条の十五第一項第一号、第五十一条の十六の三第二項、第五十四条の四十五第二項第二号、附則第十一条第八項及び第三十六項、附則第十一条の二第二項第二号並びに前条第二項の規定を適用する。

28 略

（東日本大震災に係る個人の事業税の損失の繰越控除の特例）

第三十条 法附則第五十条第四項第二号に規定する政令で定めるものは、その者のその年における個人の事業の所得の計算上生じた損失の金額のうち、その年において生じた同号に規定する被災事業用資産震災損失合

計額（当該被災事業用資産震災損失合計額のうちに同号に規定する棚卸資産震災損失額が含まれる場合であつて、当該棚卸資産震災損失額に係る保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填される部分の金額があるときは、当該補填される部分の金額を控除した金額）に達するまでの金額とする。

2 略

（東日本大震災による被災家屋の代替家屋等の取得に係る不動産取得税の特例の適用を受ける者の範囲等）

第三十一条 略

2及び3 略

4 法附則第五十一条第四項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 対象区域内家屋（法附則第五十一条第四項に規定する対象区域内家屋をいう。第四号において同じ。）の同項に規定する居住困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者

二 略

5 法附則第五十一条第五項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 対象土地（法附則第五十一条第五項に規定する対象土地をいう。第四号において同じ。）の同項に規定する居住困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者

二 略

計額

するまでの金額とする。

2 略

（東日本大震災による被災家屋の代替家屋等の取得に係る不動産取得税の特例の適用を受ける者の範囲等）

第三十一条 略

2及び3 略

4 法附則第五十一条第四項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 対象区域内家屋（法附則第五十一条第四項に規定する対象区域内家屋をいう。第四号において同じ。）の同項に規定する警戒区域設定指示が行われた日における所有者

二 略

5 法附則第五十一条第五項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 対象土地（法附則第五十一条第五項に規定する対象土地をいう。第四号において同じ。）の同項に規定する警戒区域設定指示が行われた日における所有者

二 略

6 法附則第五十一条第六項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 対象区域内農用地（法附則第五十一条第六項に規定する対象区域内農用地をいう。第四号において同じ。）の同項に規定する居住困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者

二 略

7 略

（東日本大震災に係る不動産取得税の特例の適用を受ける不動産の範囲等）

第三十一条の二 法附則第五十一条の二第二項に規定する政令で定める鉄道施設は、次に掲げる要件の全てを満たす鉄道施設（鉄道事業法第八条

第一項に規定する鉄道施設をいう。第三号において同じ。）とする。

一 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二条第二項に規定する特定被災地方公共団体である市町村が作成した市街地の移転に関する計画に従つて建設されるものであること。

二 被災鉄道施設（法附則第五十一条の二第二項に規定する被災鉄道施設をいう。以下この項及び次項において同じ。）の敷地以外の土地に建設されるものであること。

三 被災鉄道施設に代わるものと法附則第五十一条の二第二項に規定する道府県知事が認める鉄道施設（次号及び次項において「代替鉄道施設」という。）に係る鉄道事業（鉄道事業法第二条第一項に規定する

6 法附則第五十一条第六項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 対象区域内農用地（法附則第五十一条第六項に規定する対象区域内農用地をいう。第四号において同じ。）の同項に規定する警戒区域設定指示が行われた日における所有者

二 略

7 略

（東日本大震災に係る不動産取得税の特例に関する手続）

第三十一条の二

第一項に規定する鉄道施設をいう。第三号において同じ。）とする。

一 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二条第二項に規定する特定被災地方公共団体である市町村が作成した市街地の移転に関する計画に従つて建設されるものであること。

二 被災鉄道施設（法附則第五十一条の二第二項に規定する被災鉄道施設をいう。以下この項及び次項において同じ。）の敷地以外の土地に建設されるものであること。

三 被災鉄道施設に代わるものと法附則第五十一条の二第二項に規定する道府県知事が認める鉄道施設（次号及び次項において「代替鉄道施設」という。）に係る鉄道事業（鉄道事業法第二条第一項に規定する

鉄道事業をいう。以下この項及び次項において同じ。）の用に供される路線の起点から終点までの距離が、被災鉄道施設に係る鉄道事業の用に供されていた路線の起点から終点までの距離の百分の百二十以下であること。

四 代替鉄道施設に係る鉄道事業の線路の単線又は複線の別が、被災鉄道施設に係る鉄道事業の線路と同一であること。

2 法附則第五十一条の二第二項に規定する政令で定める割合は、被災鉄道施設の敷地の用に供されていた土地の面積に第一号に掲げる距離の第二号に掲げる距離に対する割合を乗じて得た面積（当該面積が当該被災鉄道施設の敷地の用に供されていた土地の面積以下である場合には、当該被災鉄道施設の敷地の用に供されていた土地の面積）の代替鉄道施設の敷地の用に供する土地の面積に対する割合（当該割合が一を超える場合は、一）とする。

一 代替鉄道施設に係る鉄道事業の用に供される路線の起点から終点までの距離

二 被災鉄道施設に係る鉄道事業の用に供されていた路線の起点から終点までの距離

3 独立行政法人中小企業基盤整備機構が法附則第五十一条の二第一項の規定の適用を受けようとする場合には、総務省令で定める書類を同項に規定する道府県の知事に提出しなければならない。

4 鉄道事業法第十三条第一項に規定する第一種鉄道事業者が法附則第五十一条の二第二項の規定の適用を受けようとする場合には、総務省令で定める書類を同項に規定する道府県知事に提出しなければならない。

① 独立行政法人中小企業基盤整備機構が法附則第五十一条の二第一項の規定の適用を受けようとする場合には、総務省令で定める書類を同項に規定する道府県の知事に提出しなければならない。

(東日本大震災に係る自動車取得税の特例の適用を受ける者の範囲等)

第三十二条 略

2 略

3 法附則第五十二条第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 対象区域内用途廃止等自動車(法附則第五十二条第二項に規定する対象区域内用途廃止等自動車をいう。第三号において同じ。)の同項各号に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者(法第百十四条第一項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主)

二及び三 略

4 法附則第五十二条第三項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 対象区域内自動車(法附則第五十二条第三項に規定する対象区域内自動車をいう。第三号において同じ。)の同項に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者(法第百十四条第一項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主)

二及び三 略

5 略

(東日本大震災に係る被災住宅用地等に対する固定資産税及び都市計画税の特例の適用を受ける被災住宅用地等の範囲等)

(東日本大震災に係る自動車取得税の特例の適用を受ける者の範囲等)

第三十二条 略

2 略

3 法附則第五十二条第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 対象区域内用途廃止等自動車(法附則第五十二条第二項に規定する対象区域内用途廃止等自動車をいう。第三号において同じ。)の同項各号に規定する警戒区域設定指示が行われた日における所有者(法第百十四条第一項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主)

二及び三 略

4 法附則第五十二条第三項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 対象区域内自動車(法附則第五十二条第三項に規定する対象区域内自動車をいう。第三号において同じ。)の同項に規定する警戒区域設定指示が行われた日における所有者(法第百十四条第一項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主)

二及び三 略

5 略

(東日本大震災に係る被災住宅用地等に対する固定資産税及び都市計画税の特例の適用を受ける被災住宅用地等の範囲等)

第三十三条 略

21及び22 略

20 法附則第五十六条第十三項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 対象区域内住宅用地（法附則第五十六条第十三項に規定する対象区域内住宅用地をいう。以下この項から第二十二項までにおいて同じ。）の同条第十三項に規定する居住困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（当該対象区域内住宅用地が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）

二 四 略

21及び22 略

23 法附則第五十六条第十四項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 対象区域内家屋（法附則第五十六条第十四項に規定する対象区域内家屋をいう。以下この項から第二十五項までにおいて同じ。）の同条第十四項に規定する居住困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（当該対象区域内家屋が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）

二 四 略

24及び25 略

26 法附則第五十六条第十五項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 対象区域内償却資産（法附則第五十六条第十五項に規定する対象区

第三十三条 略

21及び22 略

20 法附則第五十六条第十三項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 対象区域内住宅用地（法附則第五十六条第十三項に規定する対象区域内住宅用地をいう。以下この項から第二十二項までにおいて同じ。）の同条第十三項に規定する警戒区域設定指示が行われた日における所有者（当該対象区域内住宅用地が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）

二 四 略

21及び22 略

23 法附則第五十六条第十四項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 対象区域内家屋（法附則第五十六条第十四項に規定する対象区域内家屋をいう。以下この項から第二十五項までにおいて同じ。）の同条第十四項に規定する警戒区域設定指示が行われた日における所有者（当該対象区域内家屋が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）

二 四 略

24及び25 略

26 法附則第五十六条第十五項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 対象区域内償却資産（法附則第五十六条第十五項に規定する対象区

域内償却資産をいう。以下この項及び第二十八項において同じ。）の
同条第十五項に規定する居住困難区域を指定する旨の公示があつた日
における所有者（当該対象区域内償却資産が共有物である場合には、
その持分を有する者を含む。）

二〇四 略
27〓30 略

（東日本大震災に係る軽自動車税の特例の適用を受ける者の範囲等）

第三十四条 略

2及び3 略

4 法附則第五十七条第六項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 対象区域内用途廃止等二輪自動車等（法附則第五十七条第六項に規定する対象区域内用途廃止等二輪自動車等をいう。第三号において同じ。）の同項各号に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（法第四百四十二条の二第二項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主）

二及び三 略

5 法附則第五十七条第七項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 対象区域内二輪自動車等（法附則第五十七条第七項に規定する対象区域内二輪自動車等をいう。第三号において同じ。）の同項に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者

域内償却資産をいう。以下この項及び第二十八項において同じ。）の
同条第十五項に規定する警戒区域設定指示が行われた日
における所有者（当該対象区域内償却資産が共有物である場合には、
その持分を有する者を含む。）

二〇四 略
27〓30 略

（東日本大震災に係る軽自動車税の特例の適用を受ける者の範囲等）

第三十四条 略

2及び3 略

4 法附則第五十七条第六項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 対象区域内用途廃止等二輪自動車等（法附則第五十七条第六項に規定する対象区域内用途廃止等二輪自動車等をいう。第三号において同じ。）の同項各号に規定する警戒区域設定指示が行われた日における所有者（法第四百四十二条の二第二項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主）

二及び三 略

5 法附則第五十七条第七項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 対象区域内二輪自動車等（法附則第五十七条第七項に規定する対象区域内二輪自動車等をいう。第三号において同じ。）の同項に規定する警戒区域設定指示が行われた日における所有者

<p>(法第四百四十二条の二第二項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主)</p> <p>二及び三 略</p> <p>6 略</p> <p>7 法附則第五十七条第八項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 対象区域内用途廃止等小型特殊自動車（法附則第五十七条第八項に規定する対象区域内用途廃止等小型特殊自動車をいう。第三号において同じ。）の同項各号に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（法第四百四十二条の二第二項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主）</p> <p>二及び三 略</p> <p>8 法附則第五十七条第九項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 対象区域内小型特殊自動車（法附則第五十七条第九項に規定する対象区域内小型特殊自動車をいう。第三号において同じ。）の同項に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（法第四百四十二条の二第二項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主）</p> <p>二及び三 略</p> <p>9及び10 略</p>	<p>(法第四百四十二条の二第二項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主)</p> <p>二及び三 略</p> <p>6 略</p> <p>7 法附則第五十七条第八項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 対象区域内用途廃止等小型特殊自動車（法附則第五十七条第八項に規定する対象区域内用途廃止等小型特殊自動車をいう。第三号において同じ。）の同項各号に規定する警戒区域設定指示が行われた日における所有者（法第四百四十二条の二第二項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主）</p> <p>二及び三 略</p> <p>8 法附則第五十七条第九項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 対象区域内小型特殊自動車（法附則第五十七条第九項に規定する対象区域内小型特殊自動車をいう。第三号において同じ。）の同項に規定する警戒区域設定指示が行われた日における所有者（法第四百四十二条の二第二項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主）</p> <p>二及び三 略</p> <p>9及び10 略</p>
--	--